

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			/
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	研修費	金 額	355,950円
内 容	第36回議員の学校（都立多摩図書館） 「教育の権利、生涯学ぶ権利が危ない」 ～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～ 5月14日、15日参加		
支 払 先		支払年月日	令和元年5月14日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

No.20190514-14-1

加古川市議会 木谷 万里 様

¥28,000-

但し 第36回「議員の学校」参加費として

2019年5月14日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

No.20190514-8-1

加古川市議会 大野 恭平 様

¥28,000-

但し 第36回「議員の学校」参加費として

2019年5月14日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

No.20190514-9-1

加古川市議会 織田 正樹 様

¥28,000-

但し 第36回「議員の学校」参加費として

2019年5月14日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103
TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

No.20190514-29-1

加古川市議会 玉川 英樹 様

¥28,000-

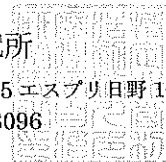
但し 第36回「議員の学校」参加費として

2019年5月14日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



領 収 証

No.20190514-44-1

加古川市議会 藤原 繁樹 様

¥28,000-

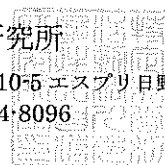
但し 第36回「議員の学校」参加費として

2019年5月14日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明 3-10-5 エスプリ日野 103

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096



出張調査届

平成31年4月17日

市議会議長様

会派名 加古川市議会志政加古川

代表者 木谷 万里



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

木谷 万里、玉川 英樹、大野 恭平、織田 正樹、藤原 繁樹

調査都市名及び調査内容

5月14日（火）～15日（水）

NPO法人多摩住民自治研究所主催 第36回議員の学校

「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～」参加

出張期間 平成31年5月14日（火）～5月15日（水）（2日間）

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 (14,000円)	14,000 円	別紙のとおり
	鉄 道 賃 (8,840円×2)	17,680 円	
	急行料金 (5,810円+5,700円)	11,510 円	
	航 空 賃 ()	円	
	車 賃 ()	円	
	船 賃 ()	円	
	出席者負担金 (28,000円)	28,000 円	
	そ の 他 ()	円	
	合 計	71,190 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※加古川ー西国分寺 間において、往復割引適用 (9,830円×0.9=8,840円 (10円未満切捨て))

※ 71,190 円 × 5名 = 355,950 円

行程表

【全2日間】

・ 5月14日（火）13：00～18：25

NPO 法人多摩住民自治研究所主催 第36回議員の学校（1日目）

「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～」

会場：都立多摩図書館セミナールーム

・ 5月15日（水）09：15～17：10

NPO 法人多摩住民自治研究所主催 第36回議員の学校（2日目）

「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～」

会場：都立多摩図書館セミナールーム

【5月14日（火）】

【経路①】

加古川駅 06：53 発 —（JR）— 07：05 着 西明石駅 07：21 発 —（JR 新幹線こだま 722 号）— 07：30 着 新神戸駅 07：39 発 —（JR 新幹線のぞみ 110 号）— 10：04 着 新横浜駅 10：16 発 —（JR）— 10：55 着 八王子駅 11：02 発 —（JR）— 11：21 着 西国分寺駅 —（徒歩）— 会場

【NPO 法人多摩住民自治研究所主催 第36回議員の学校（1日目）】

13：00～18：25 都立多摩図書館（セミナールーム）

【経路②】

会場 —（徒歩）— 宿泊先



出張調査研修報告書

令和元年6月20日

市議会議長様

会派名 加古川市議会志政加古川

出張者氏名 木谷 万里

玉川 英樹

藤原 繁樹

大野 恭平

織田 正樹



下記のとおり報告します。

日程	令和元年5月14日 ～ 令和元年5月15日	
視察先	第36回議員の学校（都立多摩図書館）	
視察（調査）事項	教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない ～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～	
復命事項（所見及び感想）	別紙の通り	
出張に伴う経費の精算	前渡金額 355,950 円 精算額 355,950円 過不足額 0円	

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

「第36回議員の学校」研修報告書

加古川市議会志政加古川 織田 正樹

日時：5月14日、15日

場所：都立多摩図書館

主催：多摩住民自治研究所

「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない

～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～

5月14日

1. 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール

講師：荒井 文昭氏（首都大学東京人文社会学部教授）

【講義概要】

・小中学校の統廃合が、小中一貫教育の導入とセットで進められている。コミュニティ・スクールの設置に向け、学校運営協議会の設置が進んでいる。地方分権一括法案では、効率社会教育施設の所管を教育委員会から首長部局へ移すことも可能となる、これらの教育政策により教育行政の在り方は大きく変わり、住民の学ぶ権利にまで影響を及ぼす恐れがある。

・小中学校の統廃合・・教育的観点と地域コミュニティの核としての性格を考えた配慮が必要である。

・小中一貫教育・・義務教育学校の導入、連携型及び併設型一貫校での4-3-2型カリキュラムの導入。

・コミュニティ・スクール・・学校運営協議会の設立、地域学校協働活動推進委員⇒学校を核とした地域づくりを踏まえた議論が重要。

・憲法及び教育基本法を基とした教育政策の動向と教育制度の基本の考え方。

【所感】

生徒を含む地域、住民が地域づくりの主体であることを確認。生徒及び住民が主体となり課題解決に向け進めていくことが今後の教育にとっては必要である。特に地域のコミュニティの核として、地域の交流の場となっており、地域と密接な関係にあることから、保護者をはじめとした地域住民と十分に議論したうえで将来の在り方を決めていく必要がある。憲法で保障された「すべての国民が学ぶ権利は」まず生徒が中心でなければならない。

2. 公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題

民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減・・・

講師：松岡 要氏（元日本図書館協会事務局長）

【講義概要】

・公立図書館の設置状況（設置率）：76.6%

・職員体制：3.05人／館、非正規雇用職員の増加により対応。司書の減少。

- ・図書館とは、自治体が設置、教育委員会が管理、司書が運営、無料でなければならない。
- ・政治的中立、継続性及び安定性が必要。
- ・指定管理の導入は、サービスの向上、ノウハウであり経費削減ではない。

【所感】

図書館運営は教育委員会が所管、管理、運営することが基本である。現在、図書館流通センターをはじめとした指定管理制度の導入が進んでいる。図書館の存在の意味を考え、司書の確保やサービスの向上による利用率の向上が、健康や長寿に繋がって行くものであると考える。住民から求められた資料、情報を提供するため司書の充実や近隣図書館の連携等、図書館のあるべき姿を現状に合わせて考えて行かなければならない。

5月15日

3. 公民館の基本的な役割と直面している課題

ー地域で1人ひとりの主権者としての学びを実現するために

ー公共社会教育施設の首長部局移管問題として第9次地方分権一括法の問題点ー

講師：長澤 成次氏（千葉大学名誉教授・社会教育原論、放送大学千葉学習センター）

【講義概要】

さいたま市「9条俳句不掲載事件」違法判決から、公民館の役割を確認。社会教育の重要性和独立性を確保するべきである。地方分権一括法による、首長部局への移管は教育の本筋から離れるものである。公民館、図書館、博物館においては住民学習の自由が最大限保障され、住民の生涯にわたる学習の自由と権利を保障して行くべきである。

【所感】

公民館は、教養文化を高める場であり、憲法や教育基本法により、設置運営されていかなければならない。現在の各公共団体を取り巻く状況から、講師先生が心配される、基本をはずれることなく、新たな方向性も考えながら運営していくことを注視していくべきである。

実践報告

私たちは、民営化した図書館を直営に戻した

～茨城県守谷市の経験から学ぶ～

報告：赤堀 久美子氏（守谷の図書館を考える会）

【所感】

守谷市は、市立図書館の運営を民間委託から直営に戻した。経費削減を優先して専門知識を持つ司書などのスタッフを十分に確保できず、良質なサービスを提供できないと判断した。指定管理者制度による民間委託の動きは全国的に拡大しているが、不適切な図書の購入が問題化するなどの批判もあり、運営の実情を注視していく必要を感じた。

4. 地方自治の本質と教育行政の在り方

～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～

講師：池上 洋通氏（「議員の学校」学校長）

【講義概要】

- ・地方自治の本質：国民主権の原則、基本的人権、教育行政
- ・地方分権一括法について、学習権なくしては、人間的発達はない。また農業や工業の躍進も地域の健康の増進もない。生活水準の向上もない。学習権の重要性を理解しなければならない。人権としての教育権・学習権を支える憲法的原則をも否定するものと言わざるを得ない。

【所感】

・第9次地方分権一括法案、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が決定された。地方自治体に権限・財源を移譲するための、各種の法律の改正案を1本に束ねたものです。今回の法案の中には、図書館、博物館、公民館等の公立社会教育施設について、自治体の判断によって教育委員会から首長部局へ移管可能とすることが盛り込まれている。この改正によって観光・地域振興やまちづくり分野を担う首長部局が公立社会教育施設を所管できるようになり、「社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する」と説明されている。この法案の疑問点、特に図書館、博物館、公民館等の公立社会教育施設の組長部局への移管について、憲法及び教育基本法の考え方から考察した。法律解釈を通じていろいろな考え方を学んだ。議員として、地域の自主性や独自性の反映、市民の意見の反映等の住民自治の視点を活かしながら、人口減少が避けられない現状において新たな施策を受け入れながら、社会教育施設の在り方を考えながら地域づくりをしていかなければならない。

以上

視察報告

第36回議員の学校

「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない～学校教育・社会教育政策と地方分権一括法～」

2019年5月14日～15日 都立多摩図書館 主催：NPO 法人多摩住民自治研究所

加古川市議会志政加古川 大野恭平

講義1：「学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール

～学校教育制度の基本から考える～」

講師：荒井 文昭氏（首都大学東京教授）

- ・キーワード「学ぶ権利」
- ・学校運営協議会（コミュニティスクール）設置の努力義務化
- ・地域学校協働活動の推進

【所感】これらの方向性は、権利としての教育を破壊していく懸念があるということや、憲法違反であるという論調でした。そういった考え方もあるのだと講義を受けていました。重要なことは、子供達の教育を受ける権利というものをしっかりと議論していき、少子高齢化が顕著になってきている時代に合った、またそれぞれの地域にあった教育制度を模索し、より良い形での公教育を目指していくことであると感じました。

講義2：「公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題」

講師：松岡 要氏（元日本図書館協会事務局長）

- ・図書館未設置市町村：23.4%
- ・日本図書館協会提起：中学校区に図書館を
- ・市町村単館設置：56.7% 複数館設置 43.3%
(2館：14.3% 3館：9.5% 4館：5.6% 5館以上：13.9%)
- ・図書館の職員は非正規が増えている
- ・委託化・指定管理者制度の導入が進んでいる
- ・図書館の所管を教育委員会から外す傾向がある
- ・所管を自治体の長とすることが可能

【所感】「教育機関としての図書館を期待するが、現在はそうではない。」ということが言いたかったようです。今後少子高齢化の中で、図書館の今後果たすべき役割であったり、蔵書の確保であったりと、今何が必要なのかをしっかりと考え、今後の図書館の在り方について考えていく必要があると感じました。

講義3：「公民館の基本的な役割と直面している課題

―地域で1人ひとりの主権者としての学びを実現するために―

講師：長澤 成次氏（千葉大学名誉教授）

- ・公民館はそもそも憲法を普及するために重要な施設であった
- ・現在、公民館の単位権限を集約することで、単位公民館の自由度を奪っている。これは社会教育の在り方としてはおかしい。

【所感】今後の地域コミュニティの拠点としての活用方法や存在意義の理解を深められることを期待して受けた講義であった。公民館の歴史は非常にわかりやすく、大変有意義であった。現在はその存在価値が変化していく中で、今後の在り方を模索していくことが非常に重要であると感じた。住民自治の活動拠点としての役割を再確認しながら、地域に合った公民館運営を考えていく必要があると感じた。

実践報告：「私たちは、民営化した図書館を直営に戻した

～埼玉県守谷市の経験から学ぶ～」

- ・民営化したときに、職員の削減や、不適切な図書が設置されたとかの問題が多くあり、図書館としての役割が十分でなかったため、公立図書館として、再度運営をやり直したということであった。本質は民間が悪い、公立でなければならないということではなく、図書館の本来あるべき姿をいかに継続して運営していくかが重要であり、今後増えてくると予想される民間委託をいかにうまく連携し、利用者のニーズに応えていくかを議論していくことが重要であると感じました。

講義4：「地方自治の本質と教育行政のあり方

～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～」

講師：池上 洋通氏（議員の学校 学校長）

- ・「地方分権一括法案」は、地方自治の本質を揺るがしかねない

【所感】全体の総評が多くを占めていた。「地方分権一括法案」の中では、図書館・博物館・公民館等の公立社会教育施設について、自治体の判断で教育委員会から首長部局へ移管可能とすることが盛り込まれているが、これは、憲法、教育基本法から鑑みると非常に問題であるとの考察をされていた。しかしながら、今、地方にとって何が必要で重要であるのかを考え、地域に必要とされる公立社会教育施設を考えていくべきであると思った。

研修報告：第 36 回議員の学校 2019 年 5 月 14~15 日 於：都立多摩図書館
「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない」

加古川市議会志政加古川 木谷万里

1 日目

☆講義 1 13：30~15：20

「学校統廃合と小中一貫教育・コミュニティ・スクール」

講師：荒井 文昭氏（首都大学東京人文社会学部教授）

平成 18 年 12 月 15 日、新しい教育基本法が成立、12 月 22 日に公布・施行されました。昭和 22 年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、様々な課題が生じています。

新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しました。

平成 26 年には首長の権限強化として、各自治体に教育大綱の策定義務、総合教育会議を設置、平成 29 年の法改定では、小中一貫教育の導入とコミュニティ・スクールの設置が努力義務化、そして平成 31 年 3 月 8 日、第 9 次地方分権一括法案が閣議決定され、公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館など）の所管を自治体の判断により、教育委員会から首長部局へ移すことを可能にしました。

教育の大転換が行われている中で、今何が起きているのか、「学ぶ権利」について考える機会を頂きました。

コミュニティ・スクールの導入は、学校運営に親や地域住民が関われる仕組みを導入していこうとする流れに位置づくものですが、現在進められているのは、学校教育と社会教育を一体のものとして「まちづくり」を行っていくことに重点を置いた政策として進められようとしており、国と地方を発展させるための手段として教育をとらえる側面を強く持っていると言われました。

また、日本の教育行財政についても説明され、教育支出の対 GDP 費が、OECD 加盟国で最下位であること、また、教育の公費負担割合を教育段階別で比較すると、初等中等教育段階は OECD 加盟国と同様の水準ですが、就学前教育は最下位、大学等高等教育段階でもかなり低い状況です。

教育基本法の新旧の比較と、その他の様々な資料を見ながらの説明の量が多く、十分な理解には至りませんでした。

☆講義2 16:05~18:25

「公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題」

講師：松岡 要氏（元日本図書館協会事務局長）

全国各自治体の図書館事業の現状、管理運営委託、職員体制等から、図書館事業を支える制度や仕組みを確認し、本来的なあり方について講義を受けました。

図書館の設置状況をみると、未設置市町村は23.4%に上り、20政令市175行政区のうちでも、名古屋市中区、京都市上京区、岡山市中区、熊本市東区にも設置されていない。複数館設置の市町村は約4割に過ぎず、世界を見れば、G7各国では、人口10万人当たり平均6館設置されていますが、日本は2.56と最低であり、ドイツが12.91でした。OECD加盟国であるフィンランドは、10万人当たりの設置数は22.26と際立って高く、義務教育終了段階の15歳の生徒を対象にした読解力調査で最も高くなっています。

図書館の職員体制では、自治体の正規雇用職員は1994年をピークに減少が続き、2018年は当時の83%です。また、図書館職員も1998年をピークに減少、1館あたりの職員数7.5人が、現在は3.5人と激減していることと、非正規雇用職員の増大が続いています。更に委託か、指定管理者制度の導入が進み、正規雇用職員は30.3%に過ぎません。

図書館の役割や機能には、住民から求められた資料、情報を確実に提供することですが、それを支える要件として「コレクションの形成」と司書集団の存在、連携協力の仕組みを挙げられました。「コレクションの形成」とは、うちの図書館のコレクションとして何を選定するのか、年2万点出版される中で意思を持って選定することの重要性を伝えられました。司書の専門性を中核とした集団的専門性が、資料を選定し、コレクションを形成することに繋がります。所蔵する資料の内容が重要で、中身の伴う「コンテンツ機関」でなければなりません。

そのような中で、図書館の所管を教育委員会から首長部局へ移管することを可能にする法が施行、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管し、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資するとされていますが、行政的視点が優先され、住民の自主性・自発性が阻害されないようにしなければなりません。

指定管理者制度をめぐる状況については、直営よりも優れたサービスが提供されること、ノウハウがあることと、経費節減は目的でないこと、管理運営で得た収益は指定管理者の収入とすることができるなどが挙げられますが、図書館の指定管理は相応しくないとされました。指定管理が導入された図書

館は、都道府県では 12.8%、指定都市は 24.2%、特別区が 52.2%、市町村では 15.6%の状況でした。指定管理から直営に戻した市町村もあります。近隣では稲美町が 2005 年に指定管理に移行しましたが、2015 年に直営に戻しました。明日は、指定管理から直営に戻した図書館の報告があります。

参加した自治体の貸し出し密度（人口当たりの年間の貸し出し資料数）の資料も頂きました。人口が多いほど貸し出し密度は低くなりますが、人口 20~30 万人未満の加古川市は 5.60、同規模の市の上位ではその倍近く 10.16 です。直営に戻した人口 8 万人未満の守谷市は人口 14.55 です。人口 3~4 万人未満では加東市が全国トップを 10 年連続しています。

図書館の役割として、「コレクションの形成」という考え方に共鳴しました。また、加東市が貸し出し密度が全国トップであることや、次の日の講師が紹介した高齢者の健康寿命の延伸に読書が関係していることも興味深いです。資料には、活字文化議員連盟が作成したパンフレットには、福祉施設との複合施設や地域の書店間との協力関係など、地域に溶け込んだ素晴らしい図書館が紹介されていました。図書館のあるべき姿について考える機会になりました。

2 日目

☆講義 3 9:15~11:35

「公民館の基本的な役割と直面している課題」

講師：長澤 成次氏（千葉大学名誉教授）

前日から引き続いて公民館・社会教育法をめぐる国の主な動向を確認しました。特に、今年 3 月の社会教育関連法の改正で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能にしたことに対する内容が中心でした。例えば、衆議院文部科学委員会での質疑、「首長と教育委員会の意見が対立した場合に、教育委員会が首長の意向を変更させたり、抑制させたりできるのか」という質問に対し、文科大臣は、「教育行政の地方分権、住民の意思の公正な反映、教育委員会の首長からの独立性は、現行も変わらない」と答弁されたことなど、教育委員会の独立性を強調するなど、国会で討論されたことを中心に報告されましたが、その主張がこういった場での研修に相応しい内容とは捉えられませんでした。私たちが聞きたかったのは、加古川東市民病院跡地に今後建設される公民館と子育てプラザの複合施設のヒントや、公民館としてあるべき姿を探る目的であったことから、この講座に関しては選択を誤ったと感じて残念でした。1999 年からの第一次地方分権による社会教育の改正から、この 4 月 25 日までの審議の記録をまとめた資料については、参考文献としては貴重であると考えます。

☆実践報告 11:50~12:30

「私たちは、民営化した図書館を直営に戻した」

～茨城県守谷市の経験から学ぶ～

講師：赤堀 久美子氏（守谷の図書館を考える会）

もともと守谷市には図書館がなく、赤堀氏らの市民活動「守谷の図書館を考える会」と行政が手を取り合って図書館を作ってきました。市民と行政の信頼関係で成り立ってきた図書館で、前日の講義でも守谷市の貸し出し密度が同規模の人口で飛びぬけて高いことなど、市民意識や学ぶ意欲が高い地域を作ってきたと考えられます。赤堀さんは図書館協議会の委員でもあります。図書館協議会は図書館法に定められたもので、地方公共団体が設置する公立図書館の運営に対し、館長の諮問に応じて意見を述べるができる機関で、委員は教育委員会により任命されるものです。

守谷市図書館の指定管理導入の際には、2014年2月からこの協議会で議論を重ね、職員の確保や開館時間や日数などのサービスの向上が図られるということ、また、図書の選定や、移行時の引継ぎ、第三者委員会の設置など、様々な要望を付けて2016年4月から指定管理に移行されました。移行後まもなくしてして館長や図書館奉仕員が5人退職、その後の図書館協議会が開催され、わずか2年で市長が直営に戻す方針を示し、この4月から直営での運営になりました。

個別の事情はわかりませんが、公立図書館の運営に対して意見を述べるができる図書館協議会が加古川市に存在し、機能しているのか、まずそのことを確認するきっかけを頂きました。市民が図書館を作る、市民が図書館の運営に意見を述べるができる、行政は市民の学びを保障する、その信頼関係が市民の学ぶ意欲を高め、市に愛着を持てる、そんな好循環を感じた事例でした。

☆講義4 13:30~15:30

地方自治の本質と教育行政のあり方

講師：池上 洋通氏（議員の学校・学校長）

「地方分権一括法案」の成り立ちや、憲法との関連性など、両日ともに繰り返しの説明であり、目新しさはありませんでしたが、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現と教育・学習プランの資料は、今後の教育の目指すべき方向性であることを理解することができました。2日間は大学の授業のような講座であり、知識を広げることとなりました。

第36回 議員の学校 講義1 NPO 法人 多摩住民自治研究所

玉川 英樹

日 程 2019年5月14日(火)～15日(水) 都立多摩図書館セミナールーム

時 間 1日目13時～18時25分 2日目9時15分～17時10分

講義内容

○講義1 13:30～15:20

学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール

～学校教育制度の基本から考える～

荒井 文昭 氏 (あらい ふみあき 首都大学東京人文社会学部教授)

公立小中学校の統廃合が、小中一貫教育の導入とセットですすめられている自治体がでてきています。また、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)設置が、2017年の法改定によって教育委員会に努力義務化されました。地域学校協働活動も推進されようとしています。こうした近年の学校教育政策の動向を、学校教育制度の基本から考える研修。

所感:小中一貫教育に慎重というよりはむしろ否定的でした。理由は、進め方や適正規模の偏りなどがあり充分でないとのことでした。また、施設一体型の義務教育学校は、大変必要であり進めていきたい。また、コミュニティ・スクールについても現在本市も進めようとしている所でありあまり参考になりませんでした。

○講義2 16:05～18:25

公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題

一民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減…

松岡 要 氏 (まつおか かなめ 元日本図書館協会事務局長)

公立図書館は住民の読書、学習権を保障することを役割としておりますが、90年代後半以降政府の「地方分権」「教育改革」などの「構造改革」政策により、図書館事業、サービスの後退が余儀なくされています。70、80年代の多摩地域の図書館は全国的に先駆的なサービス、管理運営を展開しておりました。それをさらに進展させるこ

とが期待されていますが、昨今の「政策動向」により、後退、困難を極めています。それを打開するために、図書館をめぐる財政、職員制度、人事管理、委託、所管などの問題についての研修。

所感：世界的に見ても日本は、10万人当たりの図書館数は2.56で一番少ない。読書をすることは、作文や読解力を養うためにも大変重要なことだと考えます。図書館運営は、特に自治体にも責務があり教育機関として自立し教育委員会が所管することが重要であります。しかし、市民サービスの観点から指定管理者制度を用いて民間の運営も近年行われており複雑化しています。司書という役割も近年、衰えているような気がします。

○講義3 9:15～11:35

公民館の基本的な役割と直面している課題

—地域で1人ひとりの主権者としての学びを実現するために

長澤 成次 氏（ながさわ せいじ 千葉大学名誉教授・社会教育原論）

2019年3月8日に閣議決定された「第9次地方分権一括法案」は、「地方分権・規制緩和」の名のもと地方教育行政法・社会教育法・図書館法・博物館法を「改正」し、公立社会教育施設の首長部局移管を可能にしようとするものであり、人権としての教育権・学習権を保障する憲法・教育基本法・社会教育法体系を根底から否定しようとするものである。「法案」の問題点とともに、地域・自治体における公民館・社会教育の課題を探る研修

所感：行政は、その用途を地域社会の裁量に任せるべきだと考えます。これにより住民の自治意識が生まれ、住民による主体的な取組みが行われ可能性が高まる。公民館は、その活動拠点としてのスペースを提供すると共に、住民の自治意識の醸成の場として活かしていかなければ何らない。地域の指定管理による運営もその一つだと考えます。

○実践報告 11:50～12:30

私たちは、民営化した図書館を直営に戻した

～茨城県守谷市の経験から学ぶ～

2016年から民間委託された図書館を直営に戻した市民たちの願いと行政の転換とは

運動に携わった市民の方から報告していただきました。

所感：内容が短絡的で少しわかりにくかったが、民営化していた図書が市民の声で必伝的に変わっていった報告内容でした。図書の必要性、運用についてはしっかりと議論していかなければならないことの研修内容でした。

○講義 4 13:30～15:30

地方自治の本質と教育行政のあり方

～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～

講師：池上 洋通 氏（いけがみ ひろみち 「議員の学校」 学校長・自治体問題所主任研究員）

いま政府が国会に出そうとしている「地方分権一括法案」は、地方自治の本質を揺るがしかねない課題をはらんでいます。「人口減少」「高齢化の進展」「財政困難」などを理由とした“教育改革”は、私たちをどこに導くのでしょうか。国連が2015年に提唱した「持続可能な発展—2030 アジェンダ」にも触れながら、世界の流れと比較しつつ研修内容でした。

所感：地方分権一括法は、目的としては地方分権で、もっと地方の力を強くしようと言う狙いから作られたとされております。さらに、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとなっています。本市も地方分権を更に進めていかなくてはならないと考えます。

講義受講報告書

加古川市議会志政加古川 藤原 繁樹

講義名 : 第36回 議員の学校

日時 : 令和元年 5月14日(火)～15日(水)

1日目 13時～18時25分 2日目 9時15分～17時10分

場所 : 東京都立多摩図書館(東京都国分寺市泉町2-2-26) セミナールーム

主催 : NPO法人多摩住民自治研究所

◆講義1 13:30～15:20

学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール

～学校教育制度の基本から考える

講師: 荒井 文昭 氏 (首都大学東京 人文社会学部教授)

内容

1. 小中学校の統廃合について
 - (1) 学校統廃合をめぐる状況について、一部自治体の例を参考に説明を受ける。
 - (2) 適正規模をめぐる課題について、公教育費支出の低さや、学級標準の推移をめぐる課題について説明を受ける。
2. 小中一貫教育について
 - (1) 義務教育学校について説明を受ける。
 - (2) 連携型小中一貫と併設型小中一貫の導入について
 - (3) 4-3-2型カリキュラムの先行事例について
 - (4) 学制「改革」としての小中一貫導入政策について
 - (5) 強引な学校統廃合政策に対して、反対の声が上がる取り組みについて
3. コミュニティ・スクールについて
 - (1) 学校評議員制について
 - (2) コミュニティ・スクール制度の導入について
 - (3) コミュニティ・スクールの全公立学校設置方針と地域学校協働活動推進員の導入について
4. 「学習する権利」と「不当な支配」の禁止について
 - (1) 学習する権利について
 - (2) 目的としての「人格の完成」について
 - (3) 「不当な支配」の禁止について
 - (4) 教育委員会の必置について
 - (5) 教育専門性の尊重について
 - (6) 教育機関ごとの運営審議会設置について

5. 教育委員会の変遷と教育大綱づくり

- (1) 1956 年教育委員会法の廃止について
- (2) 1999 年地方分権一括法による変化について
- (3) 2006 年教育基本法の改定による評価国家化
- (4) 2014 年地教行法の改定による首長権限強化について
- (5) 公的社会教育施設の首長部局移管をめぐる動向について
- (6) 教育に関する改憲案をめぐる問題について

【所感】昨年度から移行措置が始まった新学習指導要領は、幼小・小中・中高といった学校間の接続を重視しています。また、「社会に開かれた教育課程」を打ち出し、地域の人たちと一緒にあって資質・能力を育成するよう求めています。地域から学ぶことを通して、ローカル（地域）だけでなくグローバル（地球規模）な課題にも対応できる資質・能力を育成し、将来の地域や日本、世界で活躍できる子どもたちを育てようという考え方です。小中一貫教育校には、そうした教育の先導校としての役割も期待されているのです。しかしながら、公立小中学校の統廃合による小中一貫教育の導入に対して、教職員の立場からの否定的な説明が多く見受けられた。小中一貫校導入による教職員数の削減、コミュニティ・スクール導入による教職員の負担増などを挙げられ、児童生徒の立場に立っての説明はまったくなかった。本市においても少子化が急激に進行している北部地域において小中一貫モデル校として新設を考える参考とする為に、講義を受けたが、小中一貫教育に対して不定的な意見の対応に役に立つと思われた。

◆講義 2 16:05～18:25

公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題

－民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減…

講師：松岡 要 氏 （元日本図書館協会事務局長）

内容

1. 公立図書館の現状
 - (1) 図書館の設置状況について
 - (2) 図書館の職員体制について
 - (3) 図書館の財政について
 - (4) 図書館の利用
2. 図書館とは
 - (1) 図書館の役割・機能
 - (2) 図書館の管理運営の基本
 - (3) 図書館の特質について
 - (4) 図書館協議会について

3. 図書館の所管を教育委員会から外す動き
 - (1) 関係法令の整備
 - (2) 政府の動きについて
 - (3) 中教審答申の内容について
 - (4) 長所管の図書館について
 - (5) 図書館関係団体の取り組み
4. 長所管の図書館の状況について
形態、担当部局、職員体制、予算処置
5. 指定管理者制度をめぐる状況について
 - (1) 指定管理者制度とは
 - (2) 導入状況（市区町村）
 - (3) 指定管理者制度推進の総務大臣通知について
 - (4) 指定管理者制度を誘導する調査について
 - (5) 「公共施設等総合管理計画」策定推進の通知について
6. 指定管理図書館の問題について
 - (1) 図書館の導入状況について
 - (2) 指定管理者の種類について
 - (3) 指定管理者の内訳について
 - (4) 実績「資料貸出数」について
 - (5) 図書館の指定管理者制度への対応について
 - (6) 直営に戻す
7. 政府、指定管理図書館を肯定せず
8. 図書館事業は、民間の図書館団体の提起と住民の支援、自治体の施策により進展
9. 活字文化議員連盟の提起について
10. 図書館に求められている機能について
11. 「自治体戦略 2040 構想」への対応について

【所感】図書館法等の説明を受けた後、講義 1 と同様の図書館で働く職員、特に司書の立場が冷遇されているとの説明であった。サービスを受ける立場の市民目線の説明はまったくなかった。

◆講義 3 9:15～11:35

公民館の基本的な役割と直面している課題

ー地域で 1 人ひとりの主権者としての学びを実現するために

講師：長澤 成次 氏（千葉大学名誉教授）

内容

1. 公民館の原点を確かめる

「公民館の設置運営について」

公民館の趣旨および目的、公民館運営上の方針、公民館の維持および運営について説明を受ける。

2. 戦後社会教育法制における社会教育の自由と自治について
社会教育法についての説明を受ける。
3. あらためて公民館・社会教育法をめぐる国の主な動向を確かめる
4. 第9次地方分権一括法案を読むについて
5. 第9次地方分権一括法案における「特定」概念導入の問題点について

【所感】公民館は地域の拠点として長年にわたって位置づけられ、全国に最大14,000箇所設置されて、文化・伝統等の中心的役割を担ってきたが、市町村の合併等により減少している事については危惧するところです。しかしながら、公民館（公立社会教育施設）の首長部局移管についての問題点については一部理解できるが、総合的に判断して進めて行くべきだと感じました。

◆実践報告 11:50～12:30

私たちは、民営化した図書館を直営に戻した
～埼玉県守谷市の経験から学ぶ～

内容

平成28年から民間委託された図書館を市民運動により行政を動かし直営に戻した事例を、運動に携わった市民の方に実践報告の説明を受けた。

【所感】本市においても公立図書館の指定管理による運営は行われているが、特段問題は起きていないと思われる。守谷市の図書館を民間委託することで、市民サービスの低下が起きたのか、指定管理者の資質の問題なのか、そのあたりの説明が不足していたと思います。隣の明石市では、指定管理導入による効果として、貸出数が大きく増えている事を考えると、直営に戻した事に必然性を感じません。

◆講義4 13:30～15:30

地方自治の本質と教育行政のあり方

～「地方分権一括法案」の成り立ちと自治体の選択～

内容

1. 地方自治の本質—憲法が定めたことについて
憲法に地方自治が明記されたのは、世界で初めて
2. 基本的人権の展開について
3. 教育行政について
4. 地方分権一括法の流れとその背景について
5. 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実現と教育・学習プラン

について

【所感】「地方分権一括法案」については、地方行政に対して権限の強化を図ることで、一極集中の改善を狙ったものだとして理解していたが、講義の中で言われた地方自治の本質を揺るがしかねない課題がある事は理解しました。しかし 2 日間の講義を通しての説明が偏った傾向にあったと思います。もう少しフラットな考え方の上に講義をして頂きたい。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			2
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	研修費	金 額	47,570円
内 容	地方議員研究会「教育行政基礎講座in広島」 ワークピア広島 ・教育委員会制度とは ・「学校における働き方改革」の要点と解説 6月3日参加		
支 払 先		支払年月日	令和元年6月3日
備 考	内振込手数料 540円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

加古川市議会
志政加古川

様

2019 年 6 月 3 日

★

¥30,000

但 6/3 10:00～ 「教育委員会制度とは」

6/3 14:00～ 「「学校における働き方改革」の要点と解説」

研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いた した し ま し た

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297

- ☐ 現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料)
☒ 預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料)

ご依頼日 年 月 日

お振込日 年 月 日 01 05 27
お振込方法 電 信

お振込先 当行 振込先 支店
[銀行名] [支店名]

お振込金額 預金種目 振込手数料
[金額] [種目] [手数料]

お振込人 フリガナ 振込手数料区分
[フリガナ] [区分]

お振込人 おなまえ 様へ
(社) 地方議員研究会

おとこ ところ おでんわ (06) 7878-6297
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

お振込人 フリガナ
[フリガナ]

お振込人 おでんわ
[おでんわ]

お振込人 おなまえ 様から
加古川市議会志政加古川

おとこ ところ
加古川市北元家 2000

- 振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 渉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

ご利用くださりましてありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

受付(2)
1.5.27
但陽信用金庫
平野支店

但陽信用金庫

受 付

出張調査届

令和元年 5 月 22 日

市議会議長様

会派名 加古川市議会志政加古川

代表者 木谷 万里



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名

西村 雅文

調査都市名及び調査内容

【地方議員研究会】

6月3日(月) 10:00~16:30

「教育行政基礎講座in広島」

会場:ワークピア広島(広島県広島市南区金屋町1-17)

出張期間 令和元年6月3日(月)(全1日間)

旅 費 内 訳	日 当 (単価 円 日分)	円	経 路
	宿 泊 料 ()	円	別紙のとおり
	鉄 道 賃 (4,750円×2)	9,500 円	
	急 行 料 金 (3,660円+3,870円)	7,530 円	
	航 空 賃 ()	円	
	車 賃 ()	円	
	船 賃 ()	円	
	出席者負担金 (15,000円×2)	30,000 円	
	そ の 他 ()	円	
	合 計	47,030 円	

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

6月3日(月) 西村議員 研修経路

〔往路〕

加古川 8:13⇒(JR)⇒8:25 姫路 8:33⇒(JR 新幹線さくら)⇒9:33 広島⇒(徒歩)
⇒ワークピア広島

〔復路〕

ワークピア広島⇒(徒歩)⇒広島 17:06⇒(JR 新幹線のぞみ)⇒18:02 姫路 18:10⇒(JR)
⇒18:21 加古川



出張調査研修報告書

令和元年6月20日

市議会議長様

会派名 加古川市議会志政加古川

出張者氏名 西村 雅文



印

印

印

印

下記のとおり報告します。

日 程 令和元年6月3日

視 察 先 地方議員研究会「教育行政基礎講座in広島」ワークピア広島

視察（調査）事項

教育委員会制度とは

～教育委員会の組織論と現実論～

水野達朗講師

復命事項（所見及び感想）

別紙参照

出張に伴う経費の精算

前 渡 金 額 47,030円

精 算 額 47,030円 過 不 足 額 0円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。

受講報告書

志政加古川 西村 雅文

日 時：令和元年 6 月 3 日 10:00～16:30

場 所：ワークピア広島（広島県広島市南区金屋町 1-17）

主 催：地方議員研究会

テーマ：①教育委員会制度とは～教育委員会の組織論と現実論～

②「学校における働き方改革」の要点と解説～教育現場の最新議論をおさえよう～

講 師：水野 達朗

1979 年 大阪府出身

一般社団法人 家庭教育支援センター ペアレンツキャンプ 代表理事

大東市 教育委員会 教育委員（2015～）

文部科学省 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会 委員

大阪府 こころの再生百人衆

日本家族研究・家族療法学会 会員

① 教育委員会制度の概要（教育委員会は独立行政委員会である）

□教育委員会制度制定の背景

戦前は、教育に関する事務は、専ら国の事務とされ、地方では府県知事及び市町村長が、国の教育事務を執行していた。

戦後、米国教育使節団の報告や教育刷新会議の提言に基づき、教育制度の抜本的な改革が進められた。その一環として、地方教育行政制度について、昭和 23 年に「教育委員会法」が定められ、教育委員会制度が導入された。教育委員の選任については、公選制が採用された。

「民主化」という美名の下に行われたことになっているが、果たしてそれが善意に基づいて行われたのか、悪意をもって行われたのかどうかについては、議論を発展させる必要を大いに感じるものである。「教育」とは国家の根幹をなすべきものであり、GHQ が日本を弱体化する事を目的に占領政策を推進したことは明確である。教育事務に国家の力が及ばないようにし、日本人をコントロールする為に導入された制度であると考えられる。

米国教育使節団が日本の『ラジオ体操』を見て、ラジオに合わせて一糸乱れずに体操をする様子を脅威を感じたという事例紹介は、斬新であった。

□レイマンコントロール

『レイマン』とは専門知識のない人・素人という意味であり、大津市のいじめ事件をきつ

かけに、教育行政の責任体制を明確にし、地域の民意が十分に反映され、最終的には国が責任を果たせる様に改正を行った。首長が議会の同意を得て、直接任免を行う教育長を責任者とする。いじめは「教育問題」ではなく「人権問題」として、首長が行うべき課題である。

□地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）

- ・大綱の策定と総合教育会議

地方公共団体の長は、総合教育会議を招集し、教育基本法に則り、教育に関する総合的な施策の大綱を定め、公表しなければならない。

- ・教育長及び教育委員の選任

教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

教育委員のうちに保護者である者を含まなければならない。

教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年とする。

- ・国の関与

文部科学大臣は、都道府県又は市町村に対し、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

文部科学大臣は、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対して指示することができる。

- ・首長部局と教育委員会

教育委員会は教育分野に関し、相当広く権限を有している。首長は法律上口出しできず、教育委員会の独立性・政治的中立性を保障している。

□教育行政の世界は上位下達

教職員等の専門家集団が主に構成している。

文科省の顔色ばかり気にしている。

□教職員の定数と給与

義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）

- ・文部科学省は、教員の定数と給与財源を握っている。

県費負担教職員制度（市町村立学校職員給与負担法）

- ・本来、市町村が教職員の給与費を負担すべきところ、優秀な教職員の安定的な確保と広域人事による適正な教職員配置の為、都道府県が全額負担。
- ・市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。（三位一体の改革で1/2→1/3）

国庫負担対象人員：約70万人

平成27年度予算額：約1兆5千億円

国が定める定数を超えて自治体が配置しようとする、給与は全額自治体負担（総額裁量制の導入 H.16）

□総額裁量制

義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅

に拡大する仕組み（平成 16 年度から導入）

□首長への権限の集中と教育委員会

- ・教育長・教育委員の任命権
- ・総合教育会議の主宰
教育大綱を定める
緊急の場合に協議の場とする
- ・予算編成権・財産の取得・処分
学校の大規模改修や統廃合
備品の購入等

教育への民意の反映という面から、文部科学大臣が教育政策の責任者であるように、責任者を首長に一元化すべき。

□学習指導要領（学校教育法に基づき、文部科学大臣が定める命令）

全国のどの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法に基づき、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めた法令である。

□地方教育行政の課題

文部科学省⇒県教育委員会⇒市町村教育委員会⇒学校という中央からの統制がある中で、市町村教育委員会や学校は、実際には権力もなく身動きしにくいのに、責任だけは取られるようになっていくという歪みがあるのではないか。

地域の小中学校への期待を、どの様に教育行政に反映させていくのか。「民意の反映」という点では、議会も予算審議などを通じて、教育委員会や首長に対して責任を果たすべきである。

- ・民主的教育はないのか。
- ・文部科学省の言う事は聞けて、市民の声は聞かないのか。

□議員としての視点

- ・安全で快適な教育環境を整える（学校施設の整備）
学校の統廃合、耐震工事
- ・安心して学べる学校づくり（いじめ対策）
人権問題としてのいじめ対策
いじめ防止対策推進法の実効性ある取組
- ・教員の意識改革（「教える」から「学ぶ支援」へ）
課題を解決するという学習など
- ・開かれた学校づくり
高校や企業との連携
- ・首長の教育方針（教育総合会議招集・大綱策定）
首長の政治的志向に行き過ぎがないかどうかのチェック
民意の反映は、教育委員会制度の中でされるべき
- ・学校を良くするために、親・教師・行政が何をすればいいのかを真正面から議論（教師

の批判に終わらない)

② 「学校における働き方改革」の要点と解説 ～教育現場の最新議論をおさえよう～

□学校における働き方改革が求められる背景

- ・日本は「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの現状が見受けられる。
- ・投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になってきている。
- ・労働法制の改正に伴う労働環境の整備に加えて、学校現場特有の課題に対する改革も求められるようになってきており、これらを一体的に改革するのが「学校における働き方改革」である。

□学校における働き方改革の概要

- ・キーワードは「負担」と「負担感」
これまで学校・教師が担ってきた 14 の業務の在り方を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の 3 つに分類。
- ・公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン
- ・超過勤務のブラックボックス化、校長や管理職との軋轢、副校長や教頭やミドルリーダーの更なる多忙化などが、今後の課題となっている。

□チーム学校とは

- ・専門スタッフの力を取り入れ、チームとして様々な課題に取り組むことで、教員が授業に専念できるような体制を目指し、世界一忙しいと言われる日本の教員に、子供と向き合う時間を増やす。
- ・平成 26 年 7 月から、中教審で検討。
- ・専門性に基づくチーム体制の構築
心理や福祉の専門性を有する専門能力スタッフ「スクールカウンセラー（心理の専門家・心にアプローチ）」「スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家・環境にアプローチ）」
- ・ICT 支援員「課題の発見と解決に向けた子供達の主体的・協働的な学び（アクティブラーニング）を進めて行くためには ICT の活用が重要。」
- ・学校司書の配置「読書量と学力との相関関係・図書室を子供達の身近な存在にする」
司書教諭や図書館司書との連携。
親が読書をしているか！？
- ・部活動に関する専門能力スタッフ（部活動指導員配置促進事業）「地域のスポーツ・カルチャー団体が放課後にやる様にシフトすべきである」
- ・神戸市の拠点校部活動事例

- ・英語指導を行う外部人材と外国語指導助手（ＡＬＴ）等の配置

□多忙化解消のための学校マネジメントとＩＣＴ化の論点整理

- ・学校のマネジメント機能の強化
- ・学校組織の構造改革「なべぶた・マトリクス型→ピラミッド・ラインスタッフ型」
- ・管理職の適材確保「学校における管理職の在り方」の見直し
- ・校長のマネジメントと学校の裁量権の拡大

<麴町中学校の事例>

- ① 固定担任制を廃止
- ② 定期考査の廃止
- ③ 宿題の廃止（できる子には単なる作業、できない子にはできる訳がない）
- ④ 社会とシームレスな課題解決型カリキュラムの導入
- ⑤ 外部と連携した麴中アフタースクールの導入

■所感

教育委員会制度が導入された経緯について、講師とほぼ同じ認識であったので、非常に共感・共鳴を覚えた。被占領期に導入された制度が現在も継続されているという事は、ある意味でいまだに占領されているという視点で考えなければ、的外れな議論になってしまう危険がある。

講師自身が、大東市教育委員会の教育委員という立場であり、独自の経験や視点からの講義は、随所に斬新なものがあった。

「教育」とは国家の根幹をなすべきものであるにも関わらず、非常に閉鎖的で、市民の意見が反映されにくいという事が大きな問題で、議会としても予算審議などを通じて、教育委員会や首長に対して責任を果たしていくべきである。

いじめの問題に関しては、現在の取り組みは「対症療法」のみが行われているが、本来は「予防」すべき問題である。

具体的には、子どものコミュニケーション能力を向上させたり、先祖や地域・国家、そして自らに「自信や誇り」が持てるような教育をすることが求められる。

学校における働き方改革については、本市においても様々な取り組みが行われているが、参考になる事例をお聞かせ頂けたので、今後、活かせる事例を調査・研究していきたいと思う。

有意義な研修に派遣していただいた、各位に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。
ありがとうございました。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			3
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	広報費	金 額	243,000円
内 容	会派広報誌（春号）ポスティング 45,000戸		
支 払 先	ポスティングのハヤブサ	支払年月日	令和元年5月12日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証		志政加古川 織田正樹 様 No. _____									
金 額	<table border="1"> <tr> <td>4</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>-</td> </tr> </table>			4	2	4	3	0	0	0	-
4	2	4	3	0	0	0	-				
内 訳	但 4月ポスティング実施分として										
現 金	R1 年 5 月 12日 上記正に領収いたしました										
小 切 手	/										
手 形	/										
消費税額等(%)	/										
〒675-0263 兵庫県加古川市加古川町平野477 ポスティングのハヤブサ TEL 079-490-8989 FAX 079-490-7007											

平成31年4月15日

ポスティングのハヤブサ
株式会社ハヤブサ

株式会社ハヤブサ

兵庫県加古川市加古川町平野477番地
TEL (079)490-8989
FAX (079)490-7007

檢
印

締切日: 2019/4/15

振込は以下の銀行へお願い致します。

¥243,000

信用金庫 支店

[illegible]

平成31年度

当初予算と
主な予算ポイント

平成31年度予算

本市においては、少子高齢化の急速な進行と人口減少が現実となり、さらに、広域ごみ処理施設や中学校給食センターの建設など大規模事業に加え、中学校への空調設備の整備が計画されています。このような中で、公共施設の適切な配置や整備計画を策定し、持続可能な健全財政を確保しながら、市民満足度を向上させるなど、行政サービスの最適化や各施策についても、柔軟かつ機動的な対応が求められています。これらのことを踏まえ、ふるさと納税の拡充や市有地売却による自主財源の確保、市民サービスの「質」の向上に努め、「一人ひとりが生活の中に幸せを実感できる、郷土愛あふれるまち」を実現する、効果的かつ効果的に財源配分を行った予算編成となりました。

主な事業(事業内容・予算額)

- | | | |
|--|---|---|
| 01 東加古川公民館等複合施設・東消防署整備事業
東市民病院跡地に公民館と子育てプラザを一体化した複合施設の地盤調査・基礎設計。
予算額 1億4,133万円 | 02 自主防災組織活性化事業
補助金交付要件の緩和。資機材の整備の他、防災訓練や防災士講習会にも拡充。
予算額 492万円 | 03 未来を拓く学び推進事業(協同的探究学習)
「わかる学力」の育成のため、「協同的探究学習」の手法による授業改善の推進。
予算額 142万円 |
| 04 教育・保育給付事業(幼児教育の無償化関係)
平成31年10月からの幼児教育無償化。(3～5歳全と0～2歳の住民税非課税世帯)
予算額 54億1,087万円 | 05 予防接種事業(風しん分)
国の定期接種に加え、市独自の拡充。(妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等に)
予算額 7,385万円 | 06 ごみ処理広域化推進事業
2市2町広域ごみ処理施設建設。(平成34年度供用開始)
予算額 9億2,398万円 |
| 07 プレミアム付商品券事業
消費増税の影響を緩和。低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行。
予算額 1億2,307万円 | 08 公共交通補助事業
運行費の一部助成。コミュニティ交通への転換や市内路線バス上乗運賃導入に向けた取組。
予算額 1億8,001万円 | 09 道路補修事業(路面下空洞調査分)
道路の陥没による事故等の未然防止の調査。
予算額 1,500万円 |

会派で政策提言および予算要望していた事業

- | | | |
|--|--|--|
| 01 福祉タクシー料金助成事業(拡充)
在宅の重度障害者の社会参加の促進のためタクシー料金の助成。1乗車3校へ拡充。
予算額 1,583万円 | 02 看護師配置事業(拡充)
看護師を配置する保育所等に助成。1園150万円から437万円、3園から5園へ拡充。
予算額 2,185万円 | 03 JR加古川駅周辺地区まちづくり構想策定業務(継続)
JR加古川駅周辺の活性化に向けた都市機能の導入やまちづくり構想の策定。
予算額 999万円 |
| 04 総合体育館改修事業(新規)
2020オリ・パラを契機にアリーナの床を改修。年齢や障害の有無に関わらず、スポーツに参画出来る共生社会の実現。
予算額 3,344万円 | 05 奨学金返還支援事業(拡充)
奨学金返還金額の一部助成。平成31年度から中小企業に加え、保育士や介護士等、社会福祉法人等にも対象を拡大。
予算額 1,865万円 | 06 成年後見制度利用支援事業(拡充)
「権利擁護・成年後見制度利用促進検討委員会」を設け、「(仮称)成年後見支援センター」の平成32年度設置に向けた準備。
予算額 366万円 |

市長へ平成31年度
政策提言・予算要望
(平成30年10月)

07 加古川/バスタ普及促進(拡充)

市内産デューラム小麦を使用したバスタを利用した地産地消の推進。「バスタのふるさと加古川」の普及促進。
予算額 37万円

①市の特色ある公教育のあり方について
2020年からの新学習指導要領実施に向け、本市がどこよりも先駆けに進めている「協同的探究学習」の定着と、全市で進めるコミュニティスクール理解を深めるよう求めました。

②高齢化と人口減少社会に対応した公共交通の再構築について
新年度は市北西部地域でかバスミニへの転換などが計画されましたが、高齢者対策として、免許返納制度や福祉タクシー助成の拡充を要望。さらに、公共交通政策の総合的・横断的な推進体制を求めました。

③市民と協働のまちづくりについて
市長が強力に進められたウェルビーポイントと見守りカメラ・見守りサービスの現状と効果、今後の取り組みを確認。ポイントカードの枚数や交換率の課題を質しました。新年度は新たなボランティア活動にも拡充し、一人ひとりが活躍するまちを実現すること。見守りカメラは犯罪発生件数が大幅に減少、見守りサービスは、「国土交通大臣賞」を受賞。今後は認知度を高めることが必要です。

④市役所周辺とスポーツ施設の再編計画を策定し、主には、教育系施設を旧保健センターに集約、勤労会館や国際交流センターは青少年女性センターにその機能に移す考えです。スポーツ施設は夏季のみ使用される屋外プールを1箇所、屋内プールも統合される見込みです。この再編計画の説明会が開催されましたが、3回合わせて20人程度、周知不足であると考えました。

会派として、必要な行政サービスを維持しながら、施設の最適化を目指して、チェックと提言を重ねて参ります。

⑤(仮称)成年後見支援センターについて
判断能力に不安を抱える方の生活を支援するため、新年度から(仮称)成年後見支援センター設置に向けた準備が始まります。県内では人口10万人以上の市には既に設置済、本市は後発となるメリットを活かし、より充実したセンターの設置を要望しました。

会派代表 木谷 万里



Topics 会派意見

★公共施設再編計画について

本市の公共施設の延床面積は70・8万㎡。今後全ての施設を維持管理するには平成67年までの経費を3・651億円、年間93億円と試算しています。将来負担を減らすためにも、施設の最適化を目指して削減する必要があると見られます。行財政計画を重視しつつ、長寿化(80年)と、統合や複合化を進める方針です。今後は、分野別に施設の個別計画を策定する予定です。

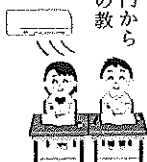
先ずは、市役所周辺とスポーツ施設の再編計画を策定し、主には、教育系施設を旧保健センターに集約、勤労会館や国際交流センターは青少年女性センターにその機能に移す考えです。スポーツ施設は夏季のみ使用される屋外プールを1箇所、屋内プールも統合される見込みです。この再編計画の説明会が開催されましたが、3回合わせて20人程度、周知不足であると考えました。

会派として、必要な行政サービスを維持しながら、施設の最適化を目指して、チェックと提言を重ねて参ります。

★小中学校エアコン設置について

昨夏の記録的な猛暑を受け、市内の全小中学校にエアコンの導入が決定されました。当初の設置予定数972室よりも対象教室が増え、1,154室に設置されます。

小学校においては、供用開始が2020年7月の予定から、2020年1月頃から前倒しになり、より良い教育環境が期待できます。(中学校は、当初の2020年7月の予定)
早期実現に向け、13年間の「メンテナンス付リース方式」での導入を予定していましたが、国からの補助金(約5億8000万円)が見込まれることから、導入方法が変更となる予定です。
総事業費が約33億円から約29億円になり、他の教育環境整備へと充当することができそうです。



一般質問

織田正樹 有害鳥獣被害防止対策について

市北部地域では、有害鳥獣、特に猪による農業被害が深刻化し、経済的損失だけでなく、営農意欲の減退、それが耕作放棄地の増加に繋がり、農業全体への悪影響を地域に及ぼす事から、効果的な被害防止対策を求めました。

答弁は、「多面的機能支払制度を利用した侵入防止柵の設置や狩猟免許取得への講習会の開催、檻の追加購入等に取り組むとし、さらに、鳥獣が近づきにくい環境整備に努めることも必要とされました。

JR加古川駅前の活性化について

本市は東播磨都市圏の中心ですが、JR加古川駅周辺に人が集い回遊する、魅力的な駅周辺になるようさらなる活性化を求めました。

答弁は、JR駅前の活性化に向け、市役所線の延伸を含めた整備計画を立て、継続して進めて行く方針であると回答。31年度は「JR加古川駅周辺地区まちづくり構想」による今後の整備計画を注視していきます。



大野恭平

加古川駅南側における下水道の整備について

加古川駅南側は市の中心地であり、早期に下水道を整備、当時の方式は雨水と汚水を同一の管渠に排水する合流式です。合流式は臭気問題と、大雨が続くと排水処理容量を超えて浸水

被害が発生するため、雨水と汚水を分けて排水する分流水への転換を求めています。答弁は、分流水への転換には約300億円、住民にも大きな負担が掛かる事から転換は非常に困難、改善策として、定期的な下水道管の清掃に加え、必要に応じて緊急清掃、密閉式マンホール蓋への取替等、防臭対策を今夏までに図ること、浸水対策は、ベルデモール付近に地下貯留施設を建設、総合庁舎北側は、国道2号の拡幅工事に併せ、地下貯留施設を設置、排水路と道路雨水

樹の整備・清掃等、県との協議を着実に進めていくと答弁しました。



松本裕之

児童クラブの取り組みについて

今年度末で全小学校の児童クラブ設置が完了しますが、支援員の未配置や国の規制緩和、安全対策等の課題を質問。支援員未配置の状況は、今年度は4クラブ、最大7ヶ月に及び、支援員の代替で補助員が対応。補助員規程の業務上の問題を質しましたが、緊急的な対応であり、今後は適切に対応するとのこと。国の緩和については、その方向性はないことを確認。学校休業期間中の開所体制は、31年度からは全児童クラブ複数体制で計画。安全確保策では、未だに「県警ホットライン」が設置されていないクラブがあることを指摘。早急に全クラブに設置することや、不審者侵入対策グッズは、スタッフが利用しやすい有効なもの

の配備を検討するとのこと。民間委託については引き続き検討すると答弁しました。

西村雅文

教科用図書採択について

教科用図書採択について、警告処分を行った教科用図書採択問題から、初めての採択となる本年、改めて今回の採択関係者に事件概要と、処分を受けた出版社名を伝えるべきと求めました。答弁は、公平・公正な採択に影響を与えない懸念があるとし、公正確保の通知を示すことに留めるとのこと。しかし他の業界では贈賄事件として厳しく処分されることから、一般市民の感覚からかけ離れていると考えます。また、時代が進むと共に明らかに変わった事実や、最新の研究成果が反映されていない教科用図書があり、各社の認識の違いを質したところ、全ての教科用図書が検定を合格し、学習指導要領を踏まえて作成しており、採

択事務を行う責任のある教育委員会が認識の違いについて見解を持つ立場でない」とされました。

藤原繁樹

小中一貫校の新設について

学校教育法の改正により、小中一貫校が制度化されました。メリットには、中一ギャップの解消、不登校の減少、学力の向上等が報告されており、両地区に小中一貫校のモデル校の新設について質しました。

答弁は、保護者や地域が望むのであれば、前向きに検討する趣旨の回答を得ました。

「ふるさとの日」の制定について

来年市制70周年を迎えるに合わせ、市制施行記念日（市の誕生日）の制定を求めました。

答弁は、市民の皆様と一緒に夢を抱くような記念事業の検討に合わせ、市制施行記念日について

も検討する趣旨の回答を得ました。



会派での先進行政視察報告

まちなか子育て支援スペース運営事業について（岡崎市）

中心市街地の活性化と子育て支援への機運の高まりから、子育て支援活動団体、商店街、市の3者が連携した取り組みを始められました。子育て中のママや子供たちが集まり、つながりを生み出す場が「まじりん」です。また、市が企画したりノベーションスクールを受講したママさんたちが、空きビルを活用して、安全な食材にこだわった食堂を運営していました。

公共施設マネジメントについて（津市）

津市は10市町村を合併したこと、公共施設が多く存在します。津市の公共施設管理計画は、削減目標を定めています。面積にこだわると足かせになるとのこと。また、地域にある施設を単体でなく、一体的に見て、施設の在り方、最適化を図っています。地域に何が必要か、今後残すものは何か、残さないものは「使い切る」という発想で、最大限有効活用を図ること。市民との対話も大切にされています。

義務教育学校について（津市）

市町村合併で「小中学校のあり方検討委員会」を設置、統合案がまとまらない中、平成25年に小中一貫教育導入を決定、山間部の地域懇談会で協議、平成29年4月に三重県初の義務教育学校「みさとの丘学園」が誕生。特色ある教育として、「みさとの丘学園」は英語教育を充実、ふるさとに誇りとグローバルな視点も併せ持ちます。本市の北部地域でも生徒数が減少、児童・生徒のより良い教育環境整備に向け、早急に検討を進める必要があります。

エンディングサポート事業について（北名古屋市）

「エンディング（終活）サポートノート」を活用し、葬儀や納骨などを、事前に葬祭事業者等と生前契約することで、不安を抱えずに余生を過ごせるよう支援する制度です。

第18回 定例議会報告会のご案内

話しませんか、加古川の明日を

日時 2019年5月10日(金) 19:00～20:30 18:30 開場

場所 加古川市農村環境改善センター 八幡町船町9-1

- 代表質問・一般質問 ●予算審査 ●視察報告
- 質疑応答

是非、皆様のお越しをお待ちしております。

ご意見等はファックスにてお受けいたします。

FAX:079-427-9394

志政加古川 会派議員の紹介

木谷万里 総務教育常任委員、議会運営常任委員

松本裕之 福祉環境常任委員、議会運営常任委員

織田正樹 総務教育常任委員、議会運営常任委員

玉川英樹 福祉環境常任委員、議会運営常任委員

西村雅文 福祉環境常任委員、議会運営常任委員

藤原繁樹 建設経済常任委員、議会運営常任委員

大野恭平 福祉環境常任委員、議会運営常任委員

都市計画常任委員



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			4
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	平成31年度
項 目	広報費	金 額	1,600円
内 容	会派報告会(5月10日)会場使用料		
支 払 先	農村環境改善センター運営協議会	支払年月日	平成31年4月11日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

加古川市立農村環境改善センター使用許可書兼領収書

2019年 4月 11日

加古川市議会志政加古川

木谷 万里

様

農村環境改善センター運営協議会



次のとおり使用を許可します。

許 可 番 号	第 号				
使 用 室 名	☒ 多目的ホール ☐ 会議室(大) ☐ 会議室(小) ☐ 和室 ☐ 農事研修室 ☐ 視聴覚教育室				
使 用 目 的	市政報告会				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	使用 人数	基本 使用料	冷暖房費	
2019年 5月 10日(金)	午前 18時00分 ~ 午後 21時00分	100人	1,600円	6円	
年 月 日()	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
年 月 日()	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
年 月 日()	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
年 月 日()	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
小 計			1,600		
合 計			1,600.-		
許 可 条 件					

上記の 使用料を領収しました。



農村環境改善センター運営協議会

使用上の注意

- 1 使用開始の前にこの許可書を加古川市立農村環境改善センター(以下、「農村センター」という)事務室管理人に掲示してください。
- 2 使用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 使用する施設の収容人員は、所定の人員の範囲内とすること。
 - (2) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
 - (3) 所定の場所以外で火気(喫煙を含む)を使用しないこと。
 - (4) 許可を受けないで農村センター内に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
 - (6) 許可を受けないで附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
 - (7) 農村センターの運営上支障をきたすような行為をしないこと。
 - (8) 使用者は入館者に次の事項を守らせること。
 - ア 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む)を使用しないこと。
 - イ 農村センター内を不潔にしないこと。
 - ウ 騒音、暴力行為等他人に迷惑をかけないこと。
 - エ 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - オ その他管理人又は使用者の指示に従うこと。
- 3 次のいずれかに該当するときは、農村センターへの入館を拒否し、又は退館をしていただくことがあります。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品若しくは動物の類(介助動物を除く)を携帯する者。
 - (2) 管理上の必要な指示に従わない者。
- 4 使用者は、施設又は設備の使用が終わったとき、直ちに施設又は設備を原状に復してください。
- 5 使用者は、施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 6 農村センター駐車場での事故及びトラブル等については、一切責任を負いません。
- 7 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消すことがあります。
 - (1) 使用者が条例又は関係例規に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用の目的又は許可の条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が申請書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (4) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとなると認められるとき。
 - (5) その他管理運営上支障があるとき。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			5
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	平成31年度
項 目	広報費	金 額	38,438円
内 容	会派報告会 案内郵送料 加古川局 (@72×208通) 14,976円 国包局 (@72×245通) 17,640円 その他 (@82×71通) 5,822円		
支 払 先	日本郵便株式会社	支払年月日	平成31年4月12日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領収書

加古川市議会志政加古川様

[別納引受]
区内特別基 (定) 25.0g
@72 245通 ¥17,640

小 計 ¥17,640

第一種定形 25.0g
@82 71通 ¥5,822

小 計 ¥5,822

郵便物引受合計通数 316通
課税計 ¥23,462
(内消費税等 ¥1,737)
非課税計 ¥0

合計 ¥23,462
お預り金額 ¥30,062
おつり ¥6,600



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
取扱日時: 2019年 4月12日 9:14
担当: [REDACTED]
発行No. 190412A3932 端N01箱01
連絡先: 国包郵便局
TEL: 079-438-0050

領収書

加古川市議会志政加古川様

[別納引受]
区内特別基 (定) 208通
@72 208通 ¥14,976

小 計 ¥14,976

郵便物引受合計通数 208通
課税計 ¥14,976
(内消費税等 ¥1,109)
非課税計 ¥0

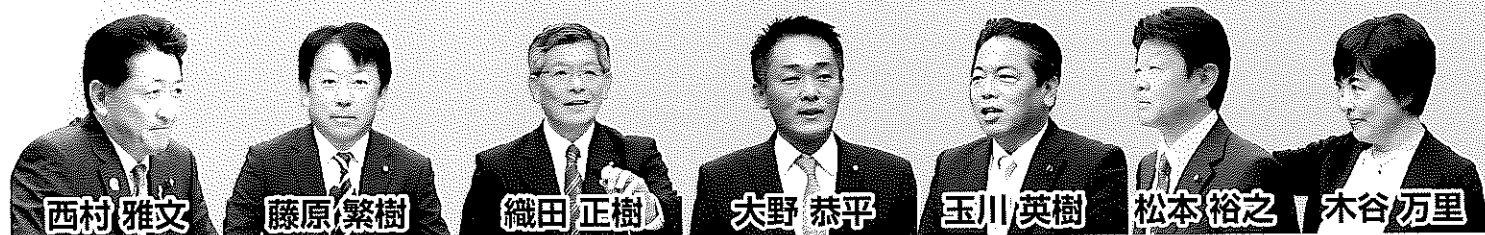
合計 ¥14,976
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥5,024



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
取扱日時: 2019年 4月12日 13:00
担当: [REDACTED]
発行No. 190412A9868 端N69箱01
連絡先: 加古川郵便局
TEL: 079-422-3383

加古川市議会 志政加古川

第18回 定例議会報告会



5/10 2019 金

19:00~20:30 開場 18:30

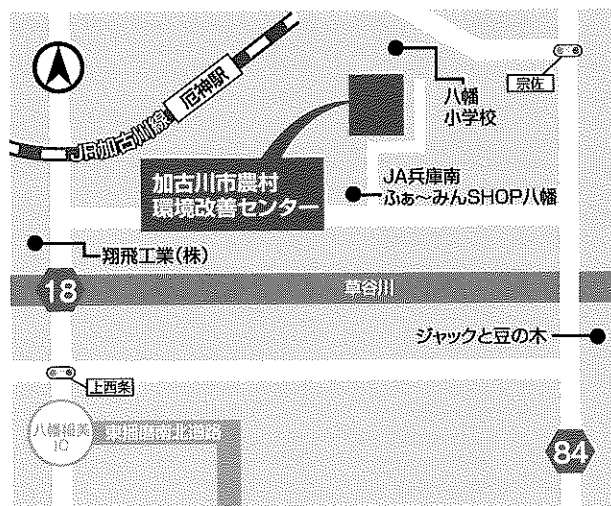
【会 場】 加古川市農村環境改善センター
加古川市八幡町船町9-1

- プログラム ■
- ・ 代表質問・一般質問
 - ・ 予算審査
 - ・ 会派視察
 - ・ 質疑応答

■ 交 通 案 内 ■ JR加古川線厄神駅より東に徒歩約10分
東播磨南北道路八幡稲美ICより北に車で約5分

■ お問い合わせ ■ 加古川市議会志政加古川控え室
079-427-9394

(※控え室に在室していない場合もありますのでご了承ください)



第 17 回定例議会報告会アンケートの回答

Q. 各施策に取り組む市職員や関連スタッフの「やる気」について

- A. 市職員の方々は、加古川市のために、まちづくりや市民サービス向上に真摯に取り組んでおられると日々感じています。若手職員では、研究グループを作り活動している方もいます。また、職員の意識改革を図るためのツールである職員提案事業では、毎年数十件の提案があります。今後は、職員提案が市政に反映される仕組みになるよう注視してまいります。

Q. 公共の施設統廃合・削減に伴う人事配置の問題について

- A. 公共施設統廃合等による人事に限らず、職員配置は、庁内全体の組織構築する中で適材適所になるよう配慮しています。仮に統廃合による変更人事が発生した場合に関しては、庁内全体の状況を見渡し、不足気味な部署への配置等検討していくとのことです。

Q. 住みたいまちづくりのための、市街地の美化・緑化への取り組みについて

- A. 第 2 次加古川市環境基本計画では、「自然と共生し、誰もが健康でいきいきと暮らすまち 加古川 ～美しい自然と豊かな水の恵みを継承し、快適で生命の躍動が感じられるまち～」と、市の目指す環境像を示しております。その実現の向け、様々な施策に取り組んでいるところですが、市民の方々による緑化活動には大変お世話になっています。活動に取り組む皆様からのご意見も頂きながら、今後も推進してまいります。

Q. 加古川市の人口減の原因とその防止策について

- A. 市の人口は、平成 23 年の 268,110 人をピークに減少傾向にあり、現在 263,080 人（31.3.1 現在）です。少子高齢化は全国的な問題ですが、平成 29 年に転出超過が全国 9 位という結果を受け止め、対策には市を挙げて取り組んでいるところです。子育て支援を強くアピールする近隣市等への転出が増えていることも聞いていますが、加古川市でも同様のサービスを展開しており、PR に課題があると考えます。新年度は子育てしやすく住みやすいまちとしてのシティプロモーションにこれまで以上に取り組む覚悟です。転出者アンケートでは、公共交通の不便さをあげる人が多く、こちらについても抜本的見直しを検討しているところです。会派としてもこの課題については更に取り組む覚悟です。

Q. 寺家町商店街の活性化について。例えば、空き店舗の有効活用として、意欲のある若者に低料金で貸し、魅力ある店を増やすことが活性化に繋がるのではないか。

- A. 空き店舗に関しては、市の助成制度「中心市街地空き店舗活用促進補助制度」があり、店舗賃料の一部を補助、補助金額は賃借料の 1/2（上限月額 5 万円）、店舗改装費 2/3（上限 25 万円）で、現在は空き店舗はないと聞いています。また、商店街連合会とも協力し、駅前商店街、寺家町商店街、ベルデモール、ニッケパークタウンと「4 モール協議会」を立ち上げて進めているところです。行政として協力できることはしていくとされていますが、一番は地元の人たちが声を上げ、自らが活性化に取り組まることが重要であると考えます。今後もさらに地域と連携し、盛り上げるよう、働きかけていきます。

Q. 加古川市のまちづくりや活性化について具体的な推進内容が見えてこない。

- A. 人口減少や少子高齢化が避けられない中、空き家の増加、浸水被害に対応した治水対策、公共施設の適正配置、公共交通の整備等に対応した住み続けたいまちの実現をめざして進めてまいります。各課題

ごとに各地域の実状に即した提案をしてまいります。ご提案や疑問点につきましては、会派あてにお寄せください。

Q. JR加古川駅、東加古川駅、宝殿駅の整備に比べ、JR加古川線の日岡駅、神野駅、厄神駅は整備や活性化が進んでいない。駅周辺に人を集める方法を考えてほしい。

A. 加古川駅周辺においては、中心市街地として都市機能の集約を進め、賑わいのある都市拠点の形成を図ります。JR東加古川駅や山電別府駅周辺では副都心として、またJR宝殿駅・日岡駅・神野駅・厄神駅周辺は、地域拠点として整備を進めます。日岡駅では、日岡山公園を活かしたまちづくりを、厄神駅周辺は、加古川市の北の玄関口として田園まちづくり制度を活用した良好なまちなみの保全を図ります。厄神駅周辺はアクセス道路の整備とともに用途地域の見直しを検討する必要があると考えます。人が集まり回遊できる駅周辺を提案してまいります。

Q. 加古川駅北の保健センターの活用状況について

A. 加古川総合保健センターは年間 258 日開館しており、主に 1 階、2 階が市民の方が利用し、健康診査や保健指導は年間 2 万人が受診、1 階はコンビニ感覚で健康チェックできる「駅チカラボ」に年間 800 人が利用、ウェルネージホールは、乳幼児健診や健康づくり講座で年間 8 割使用、マリンガホールは、年間 200 日程度稼働し、医師会等の研修や様々な講習会等に利用されていますが、医師は診療の都合で午後、市の講座も午後開催が多く、午前利用に関しては、一考する課題はあるものと感じており、今後、センターや市と効率的な利用に関して協議しながら要望してまいります。

Q. 市北部地域の活性化について。平荘地区に雇用（企業）や小売店（マルアイ等）を誘致できないか。

A. 現在、平荘町里地区において、「田園まちづくり」の計画が進められ、今年度は計画策定に関する予算が計上されており、企業（工場）・スーパーマーケットについても、計画の中に盛り込んでいくと聞いております。今後も地域の皆さまのご意見を伺いながら進めてまいります。

Q. ニッケパークタウン南側、市民病院横に一部歩道がない。寺家町Pのセットバックや、寺家町本町通りとの接続のために、土地区画の改良はできないか。

A. 加古川駅南西部の再整備につきましては、当会派としても重点的に取り組んでいる事業であり、強力に推進を働きかけ、計画的に進めているところです。今後も、防災地区の拡張等、面的整備を進めていく予定になっています。

Q. 神吉中津線の加古川新橋計画の進捗は

A. 30 年度末で、用地買収は約 86%、物件買収は約 93%となっております。6 年後の令和 6 年度完成を目標として進めています。引き続き計画の進捗をチェックしてまいります。

Q. 南北道路の八幡稲美ランプ付近の交通渋滞について。宗佐ランプの完成による中途開業ができないか。

A. 現在、八幡・稲美ランプから（仮）国道 175 号ランプまで全線同時開通を基本に、東播磨南北道路北工区の延伸工事が進められており、完成によりランプ周辺の交通渋滞は緩和されと考えます。また、渋滞緩和策として完成するランプの中途開業も対策のひとつと考えられます。しかしながら、（仮）八幡北ランプを開業することにより、新たな交通渋滞も考えられることから、地域住民の安全を最優先に考え、交通量調査を充分に行い、関係各機関と調整してまいります。

Q. 古い壊れかけの民家の対応策について

A. 加古川市では、平成 29 年に「加古川市空家等の適正管理に関する条例」を施行、平成 30 年には加古川市空家等対策計画を策定し、空家の適正管理には積極的に取り組んでいます。危険だと思われる家屋に気づかれた場合は、市住宅政策課にご一報をお願いしています。管理不全な状態にある場合は、家屋の所有者を把握する調査、『危険家屋』と認められた場合は、危険を回避するために必要な措置を講ずることができ、安全措置に要した費用を所有者に請求することができることになっていますが、進んでいるとは言えません。今後も老朽空家対策についてはさらに積極的に進めるよう求めています。

Q. 空家の増加による市街地の空洞化による公共交通対策の必要性について

A. 公共交通の対策については、市街地の公共交通空白地域において高齢者だけでなく通勤・通学の方に対しても拡充していく方向です。まずは、路線の見直しやバスの大きさの適正化、更に北部地域など運賃の高い路線については上限運賃制度の導入などが検討されています。

Q. 見守りカメラの設置の個人情報を含めたカメラの向きなどの実態調査について

A. カメラの運用については個人情報保護の観点から、条例で厳しく制限、個人宅はブラインドになっています。カメラの向きについてもオープンにされていません。画像は事件や事故の捜査協力として警察に提供、市職員だけで画像を確認することはありません。見守りカメラ設置の最大の目的は、通学時の児童の安全確保と犯罪抑止で、実際に犯罪発生件数が激減しています。今後の活用については、ごみの不法投棄や迷惑行為など様々な事件の早期解決に役立てることも検討されています。また、見守りカメラと連携した見守りアプリについては、対象を認知症の方にも拡大しています。

Q. 喜瀬川やため池の管理不足について

A. これまでも悪臭の問題等があったことは認識しています。地元の水利組合と環境部、農林水産課と連携し、監視指導するよう求めています。悪臭など地域の方からの通報には、すぐに対応するよう、要望してまいります。

Q. 通学路の安全対策について

A. 通学路の安全対策は、学校、教育委員会、地域、PTA と連携して通学路を設定、その都度安全対策を行っております。ご指摘の金網フェンスについては、地元の池の水利組合の所有であり、引き続き要望していきます。

Q. JR 東加古川駅に新快速を停車できないか

A. 以前の一般質問の答弁は、「JR 東加古川駅に新快速を停車させることは利便性が高まり、駅周辺の活性化が見込まれるが、JR 西日本から現在の乗降客数(14224 人/日)では停車させることは困難」とのことでしたが、今後も朝夕の通勤ラッシュ時の特別便や、最終の上り線の増便なども要望してまいります。

Q. 市営住宅の課題について（2 項目）

①「公営住宅の企業・団体等との賃貸契約」について。民間事業者等との契約で、適切に使用されない場合などを想定した契約が交わせるのか。

A. 企業や各種団体は、社員寮や社宅の確保に苦慮しているところが多く存在します。企業や団体との賃貸契約を結ぶことにより、連帯保証人や地域コミュニティの希薄化等の諸問題の解決につながる事が期

待できます。しかし、現行の「公営住宅法」では、企業や団体との賃貸契約は出来ませんが、今後、公共施設マネジメントを進める中で、管理・運営を民間委託したり、人気のない住宅は公営を廃止して民間賃貸が可能になった場合には、適切な契約を交わすために万全を期すよう、提言してまいります。

②社会的弱者への支援策として、市営住宅入居の際、連帯保証人なしで入居できないか。

A. 既にUR都市機構などは、連帯保証人なしで入居できる賃貸を実施しています。また、全保連株式会社などの民間の保証会社の利用も増えております。市でもこのような事例を研究するよう求めています。ただ、民間の保証会社の場合は、家賃の滞納3ヶ月以上で退去に向けた法的手続きの対象となる等、入居者にとって厳しい条件となることから、慎重な検討が必要であると考えます。

Q. 保育所に入園できる順位は両親が働いている人からだと聞いている。家庭の事情で働けない人は子供を入園させてもらえないのはおかしいのではないか。

A. 保育所等を利用できる人は、「就労」「就労予定」「求職活動」「妊娠・出産」「育児休業」「疾病・障がい」「介護・看護（長期入院等の親族や同居親族を常時介護または看護している）」「就学」「災害復旧」「虐待・DV」等で、家庭の事情で働けない人も理由によっては入園できると考えます。必要性の高い人から取っていくのは事実ですが、点数配分についても妥当であり、世帯の状況でも加点されます。ただ、人気の高い園には両親共が正社員であっても入れない状況です。待機児童解消については全力で取り組んでいますが、10月からの保育料無償化の影響が懸念されます。会派では、在宅保育支援の導入が待機児童解消に繋がると考えており、引き続きこの課題については取り組んでいきます。

Q. 体外受精・顕微授精などへの助成について

A. 市の助成制度は、40歳未満の方は1回当たり10万円を上限に6回まで助成、40歳以上の方は3回まで助成しています。この制度を利用するには、県が実施している兵庫県特定不妊治療助成事業を申請した人で、県が決定した日から6ヶ月以内に市に申請、県の助成額は初回30万円、2回目から15万円となります。低所得の人や男性も不妊治療を受けている場合は、さらに加算があります。掛かった治療費から、県の助成額を控除した額を市が助成しており、自己負担がゼロになる方も多くおられるとのことでした。ただ、保険外治療になるので、医療機関によって金額が大きく変わるので、負担がゼロにならない方もあるようです。市の制度の利用状況は、30年度だけで200回分の助成を行っています。

Q. 「教科書採択事務の更なる適正化」について（2項目）

①単独採択が何故「更なる適正化」なのか。

A. 「単独採択制度」になる前は「共同採択制度」で、加古川市・高砂市・稲美町・播磨町の2市2町から選出された委員で構成される『採択地区協議会』で採択事務をしていましたが、共同採択の場合、採択地区内で同一の教科書を採択しなければならず、独自に採択したい教科書があっても、各教育委員会の承認が必要であり、時間的にも採択関係者の負担的にも、従来使用の教科書を変えられない理由の一つになっていました。「単独採択制度」に変わる事で、それが可能になりました。

②教科書採択の根拠、経緯（会議での議事録など）は誰でも知り得るのか

A. 教科書採択事務は、調査員による調査研究⇒「調査報告書を教科用図書加古川採択地区選定委員会に提出」⇒「選定委員会で協議」⇒「教育委員会にて採択」という流れです。「調査報告書」「選定委員会議事録」「教育委員会議事録」は全て、市ホームページに公開されており、どなたでもご覧頂けます。

Q. 小中一貫校について（6項目）

① 小中一貫校のメリットについて

- A. 小学校と中学校では、学習環境、生活環境、人間関係などが大きく変化するため、変化に対応しきれない「中1の壁（中1ギャップ）」の問題があります。小中一貫校では、小学校から中学校へ円滑な移行により中1ギャップの緩和、その効果として不登校の減少などが報告されています。また、系統的・継続的な学習によって教育効果が高まります。会派では、小中一貫校視察により、実際にこのような効果があることは確認しており、今後は、施設併設型や施設分離型の方式も含め、こどもたちを取り巻く環境を鑑みながら地域ごとの課題も含め、より良い教育環境を探ってまいります。

② 各学年1クラスの小中一貫校では、15歳までの間に新しい友人・人間関係を築く経験が乏しくなる課題への考え方について

- A. 9年間同じ学校で生活を送ると、人間関係が固定しやすくなることはあります。会派視察した小中一貫校では、多様な形態での異学年交流を大幅に増やすと共に、より多くの教職員が児童生徒と関わり、多面的な評価を行う体制を整える工夫等をされていました。今後もこの課題については引き続き調査研究してまいります。

③ 小中一貫校開校後の跡地活用について

- A. 現状は未定ですが、跡地活用についても会派で様々な調査研究をしているところです。地域コミュニティの場など、有効活用できるよう働きかけてまいります。

④ 加古川市の小中一貫校とは、私立の誘致なのか、公立か。

- A. 現状では、私立校の誘致は考えておりません。公立小中学校の一貫教育の導入に向けて協議検討しているところです。会派としても、人口減少が進む中で、児童・生徒数の少ない地域において、今後のよりよい教育環境整備に向け、早急に進めるべきと考えます。

⑤ 「目指す子供像」は誰が構築し、誰が承認するのか

- A. 各学校ごとに子供の実態に応じて、地域の意見や保護者の願いを協議の上加味し、目指す子供像を共有し、学校長が教育計画を編成し決定します。なお、承認は教育委員会が行います。

⑥ 小中一貫校のデメリットと教職員の意識改革について

- A. デメリットとして、小学校高学年でリーダーシップや自主性が養われなくなり、人間関係が固定化しやすくなる可能性があると言われていています。また、中学校の目新しさが失われる可能性から、学習意欲などを駆り立てることが難しくなることや、転校時に学習進度等による影響も考えられますが、会派視察した小中一貫校ではそういった課題への様々な対応が適切に実施されていることを確認しています。

また、実施校の教職員の意識改革は、指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上、小中学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり、仕事に対する満足度の高まりなどがあり、9年間を通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の大幅な増加、それらを通した教職員の意識改革が相互に影響しあって生じているものと考えられます。

Q. 協同的探究学習について（4 項目）

①協同的探究学習とは？

- A. 2020 年からの教育が大きく変わります。新学習指導要領が改訂され、「主体的・対話的で深い学び」を重視、一人ひとりが身に付ける「資質・能力」として「学びに向かう力・人間性」が提示されるとともに、各教科における「理解の質を高める」ことが強調されています。この学びを達成するための学習方法が「協同的探究学習」です。

教育的効果として、全ての子供が多様な考え方を出し合い、協同的に探究しながら、一人ひとりの考えを深める学習方法で、誰もが授業で活躍でき、発想力や多様な考え方、価値観を認め合うことで、「学びと育ちの基盤」としての人間関係を築き、全国でこの学習方法が注目されています。東京都町田市が5年前から本格的に実施、様々な効果が報告されています。加古川市でも、数年前からこの学習方法についての研究が始まり、平成 30 年度からパイロット校を指定して本格実施に向けた取り組みが始まっています。

②「わかる学力」と「できる学力」とは？

- A. 「できる学力」は、解決の手続き（手順）や型（パターン）が定まっている問題に対する解決力です。計算や漢字等の練習、定型的な問題は繰り返しによる自動化を目指します。

「わかる学力」とは「思考力・判断力・表現力」で、解決の型（パターン）が決まっていない（非定型的）問題に対する解決力です。個別探究と協働探究（多様な考えの発表と関連付け）を組み合わせ学習します。この両方の力を身に付けることが大切です。

③教員養成の充実とは？

- A. 教育改革の背景は、社会の急激な変化があります。IT 化の発達、産業のグローバル化、AI の進化に対応する力が求められています。それは、「表現力」や「発想力」といったものです。これまでの「できる学力」だけでなく、「わかる学力」の育成のためには、教員自身が指導方法について学ぶ必要があります。加古川市の自慢できる教育を全市に定着するための教員の養成の充実です。31 年度は、小学校のパイロット校で研究発表の他、この学習方法を進めてこられて東京大学大学院の藤村教授に合計 21 回直接指導に当たって頂きます。

④カリキュラムが増えるのであるなら、何を減らすのか？

- A. 協同的探究学習は「わかる学力」を伸ばすための授業改善です。カリキュラムが増えるわけではありません。授業内容が変わるため、授業準備や授業の進め方に時間を要することはありますが、協同的探究学習は全ての授業でなく、単元の目標に沿い、単元導入と終結時に行うことが効果的とされています。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			6
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	平成31年度
項 目	広報費	金 額	20,520円
内 容	会派報告会 案内チラシ印刷 2,000枚		
支 払 先	有限会社ほっと広告	支払年月日	平成31年4月26日
備 考	第18回定例議会報告会用		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

No. _____

加古川市議会志政加古川 様

2019 年 4 月 26 日

¥ 20,520

但し 会派報告会案内チラシ
上記金額正に領収致しました

収 入
印 紙

現 金	✓
小切手	
振 込	

有限会社 **ほっと広告**
〒651-2133 神戸市西区枝吉1丁目211 (国道175号線沿い)
Tel.078-924-7760 Fax.078-924-7763

担当者


No. 2

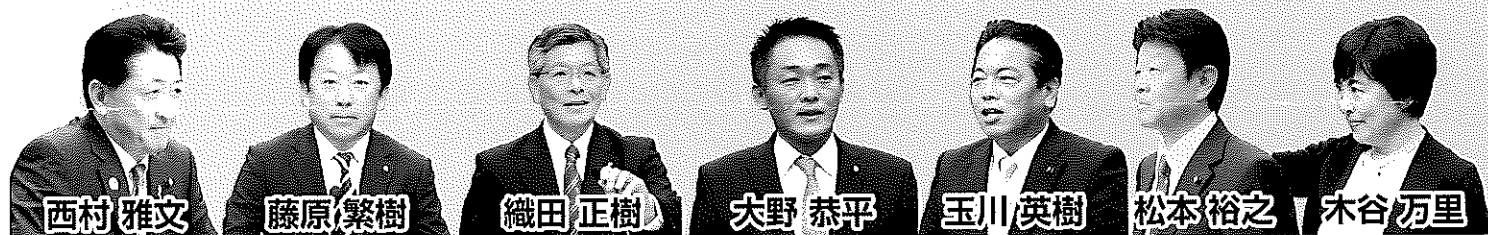
信用金庫 支店

下記の通り御請求申し上げます。

[illegible]

加古川市議会 志政加古川

第18回 定例議会報告会



5/10 2019 金

19:00~20:30 開場 18:30

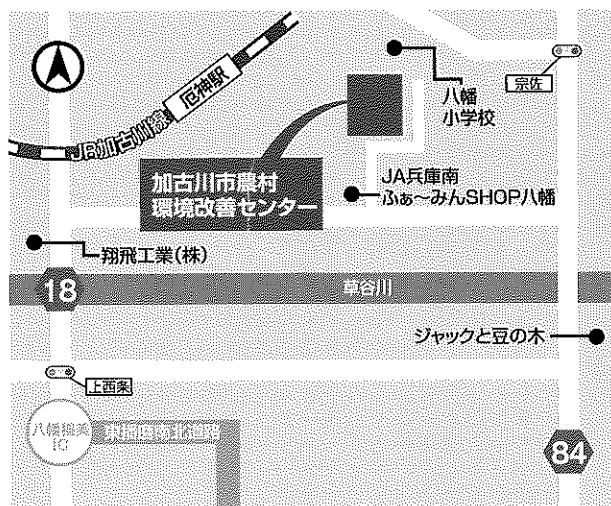
【会 場】 加古川市農村環境改善センター
加古川市八幡町船町9-1

- プログラム ■
- ・ 代表質問・一般質問
 - ・ 予算審査
 - ・ 会派視察
 - ・ 質疑応答

■ 交 通 案 内 ■ JR加古川線厄神駅より東に徒歩約10分
東播磨南北道路八幡稲美ICより北に車で約5分

■ お問い合わせ ■ 加古川市議会志政加古川控え室
079-427-9394

(※控え室に在室していない場合もありますのでご了承ください)



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			7
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	広報費	金 額	3,888円
内 容	報告会お茶代金 72本		
支 払 先	ジャパン加古川平野店	支払年月日	令和元年5月10日
備 考	5月10日報告会使用分		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

2019年05月10日（金）

加古川市議会
志政加古川 様

領 収 証

¥ 3, 8 8 8 -

上記正に領収しました（消費税等 288円を含みます）
但し、お茶 72本（6×12）として
ジャパン 加古川平野店
電話 079-421-3600
株式会社 スギ薬局（代表）0566-73-6323
【本部】愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

* 令貢山又言正印月糸田 *
2019年05月10日（金）11:16 ｼﾞﾂ0002

貴No. 3,888
おーいお茶 緑茶 6コ×卓648 6点
合計/ (内税計) ¥3,888
(税合計) ¥288
ｼﾝ-No7865 店No08107

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			8
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	広報費	金 額	27,540円
内 容	第18回議会報告会 手話通訳費用		
支 払 先	東播手話通訳者協会	支払年月日	令和元年6月11日
備 考	内振込手数料 540円		
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

加古川市議会
志政会 加古川 様 No. _____

領 収 証

金 額

¥	2	7	0	0	0
---	---	---	---	---	---

但 手話通訳料にて
R元 年 6月 11日 上記正に領収いたしました

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額 (%)



収入印紙

東播手話通訳者協会
〒675-1113
兵庫県加古郡稲美町岡
携帯

☐ 現金・小切手による振込金受取書 (兼手数料) (受取書)
☒ 預金払戻請求書による振込受付書 (兼手数料) (受取書)

ご依頼日 年 月 日

お振込日 年 月 日
010611

お方振込法 電信

お振込先	当信銀信豊和	支店
フリガナ	豊和信用金庫	

お振込先	トクハシシユウツヤク
フリガナ	トクハシシユウツヤク

お振込先	おなまえ 東播平市通款会 様へ
お振込先	おところ おでんわ 05郡松美町 様へ

お振込先	フリガナ ヲコカウシキカイシヤ
お振込先	フリガナ イカコカウ

お振込先	おでんわ (市外局番) (市内局番) - (番 号)
お振込先	079 427 9394

お振込先	おなまえ 加古川市議会志政加古川 様から
お振込先	おところ 加古川市加古川町北在家2000

預金種目	普通当貯金	口座番号	127000
金額	427000	振込手数料	9540円

○振込先銀行へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
電信扱いの場合には受取人名等をカナ文字により送信します。
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○渉外係が店外で受付した場合は、翌営業日の取組となりますのでご了承ください。

ご利用くださいますとありがとうございます。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

但陽信用金庫

受付(1) 1.6.17 但陽信用金庫 平野支店

受 付

為替070(%)

令和元年 5 月 31 日
(No.190503)

加古川市議会志政加古川
代表 木 谷 万 里 様

東播手話通訳者協会
〒675-1113
加古郡稲美町岡
会 長
TEL :
FAX :
[Redacted]

報 告 書 兼 請 求 書

いつもお世話になり、ありがとうございます。

下記の事業において、手話通訳業務を滞りなく終えましたのでご報告し、ご請求
申しあげます。期日までにお振り込みいただきますよう、お願い申しあげます。

事 業 名	第 18 回定例議会報告会		
開 催 日 時	令和 元年 5 月 10 日 (金) 19 時 00 分から 20 時 30 分まで		
開 催 場 所	名 称 : 加古川市農村環境改善センター 所在地 : 加古川市八幡町船町 9-1		
通 訳 内 容	(○) その他 : 議会報告		
集 合 時 間	18 時 00 分	集 合 場 所	上記に同じ
派 遣 人 数	3 名		

ご 請 求 金 額	¥ 27,000-
内 訳	◆ 手話通訳費用 : 24,000 円 (@8,000 円 × 3 名) ◆ 交 通 費 : 3,000 円 (@1,000 円 × 3 名)
振 込 先	口 座 : [Redacted] 銀行 [Redacted] 支店 名 義 : 東播手話通訳者協会 *振込手数料はご負担願います
振 込 期 日	請求月の翌月末日

会 計



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			9
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	広報費	金 額	3,450円
内 容	会派報告会(8月7日)会場使用料		
支 払 先	加古川市教育委員会	支払年月日	令和元年6月1日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

加古川市立 氷 丘 公民館使用許可書

加古川市議会
志政加古川 様氷 公 第 011047 号
平成 元 年 6 月 1 日
令和

加古川市教育委員会



申請のあった加古川市立 氷 丘 公民館の使用については、次のとおり許可する。

使用目的		市政報告会					
No.	使用年月日	室 名	使 用 時 間	人 数	冷 暖 房	※使用料	
1	1 年 8 月 7 日	大ホール	時 分 ~ 時 分		要・不要	3,450	円
2	年 月 日		時 分 ~ 時 分		要・不要		円
3	年 月 日		時 分 ~ 時 分		要・不要		円
4	年 月 日		時 分 ~ 時 分		要・不要		円
※使用料 合 計		3,450 円	減額 免除	規則第8条第1項第 号該当			

許可条件

- ・ 使用後は清掃すること。
- ・ ゴミは持ち帰ること。

領 収 書

使用料として、上記記載の金額を領収しました。

年 月 日

社会教育・スポーツ振興課分任出納員



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			10
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	平成31年度
項 目	資料作成費	金 額	12,290円
内 容	コピー機使用料 平成31年 3 月分		
支 払 先	キャノンマーケティングジャパン (株)	支払年月日	平成31年4月23日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

2019年 3月26日

加古川市議会 志政加古川 御中

キヤノンマーケティングジャパン



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2019年 4月23日

お引落口座：信用金庫

お客様番号：[REDACTED]
請求書No.：53469156
締日：2019年 3月分
ご請求額（税込）：¥12,290-

契約書No. [REDACTED] 設置先名 加古川市議会 志政加古川
製品名 IR-ADVC5535F シリアルNo. XUV12331 請求期間 2019/02/25～2019/03/25 伝票No. KE000080223342

		今回値	前回値	控除数	ご使用数			
1	カラーコピー	732	566	1	165			
2	カラープリント	4,557	3,753	8	796			
3	ブラック	10,846	8,686	21	2,139			
品名	カウンター保守料金					数量・月数	単価	金額
1	カラーコピー			1	～	165	10.00	1,650
2	カラープリント			1	～	796	9.00	7,164
3	ブラック			1	～	2,139	1.20	2,566

(ミニマム 1,000円/月含む)

<各種サービス料金合計> 料金合計（税抜） 11,380
消費税等合計（8.00%） 910
ご請求額合計 12,290

Canon

領収証

発行日：2019年04月26日

領収証No.：190400182074

加古川市議会 志政加古川 御中

¥12,290-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年04月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			//
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	資料作成費	金 額	21,581円
内 容	コピー機使用料 平成31年4月分		
支 払 先	キャノンマーケティングジャパン (株)	支払年月日	令和元年5月23日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			12
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	資料作成費	金 額	11,843円
内 容	コピー機使用料 令和元年5月分		
支 払 先	キャノンマーケティングジャパン(株)	支払年月日	令和元年6月24日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること(書類が多い場合は裏面に続く)			

ご請求書（お引落のお知らせ）

Canon

2019年05月27日

加古川市議会 志政加古川 御中

キヤノンマーケティングジャパン



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2019年06月24日

お引落口座：信用金庫

お客様番号：[REDACTED]
請求書No.：54272705
締日：2019年05月分
ご請求額（税込）：¥11,843-

契約書No. [REDACTED] 設置先名 加古川市議会 志政加古川
製品名 IR-ADVC5535F シリアルNo. XUV12331 請求期間 2019/04/25～2019/05/24 伝票No. KE000081943363

		今回値	前回値	控除数	ご使用数				
1	カラーコピー	1,110	1,005	1	104				
2	カラープリント	6,732	5,852	8	872				
3	ブラック	17,415	15,666	17	1,732				
品名	カウンター保守料金					数量・月数	単価	金額	
1	カラーコピー			1	104		10.00	1,040	
2	カラープリント			1	872		9.00	7,848	
3	ブラック			1	1,732		1.20	2,078	
									(ミニマム 1,000枚/月含む)

<各種サービス料金合計> 料金合計（税抜） 10,966
消費税等合計（8.00%） 877
ご請求額合計 11,843

Canon

領収証

発行日：2019年06月27日
領収証No.：190600185442

加古川市議会 志政加古川 御中

¥11,843-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年06月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			13
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	資料購入費	金 額	6,696円
内 容	BAN-net 160Mコース利用料 3月分		
支 払 先	BAN-BANネットワークス (株)	支払年月日	令和元年5月7日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)			

〒675-0031
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

加古川市役所

加古川市議会 志政加古川 様

〒675-0039
兵庫県加古川市加古川町粟津26-2

領収書番号 : 568

領収日付 : 2019/05/07

BAN-BANネットワークス(株)

〒675-0039
兵庫県加古川市加古川町粟津26-2

TEL 0120-34-1442

FAX 079-420-3734

領収書

2019年05月 ~ 2019年05月 領収分

¥6,696-

請求日	項目	ご利用期間
2019/04/27	BAN-net 160Mコース利用料	2019/03/01~2019/03/31
2019/04/27	コミュニティ利用料1台	2019/03/01~2019/03/31

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			14
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	資料購入費	金 額	6,696円
内 容	BAN-net 160Mコース利用料 4月分		
支 払 先	BAN-BANネットワークス (株)	支払年月日	令和元年 5 月 27 日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)			

[illegible]

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			15
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	資料購入費	金 額	2,700円
内 容	コミュニティ利用料 5月分		
支 払 先	BAN-BANネットワークス (株)	支払年月日	令和元年6月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)			

[illegible]

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			16
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	平成31年度
項 目	備品消耗品費	金 額	1,747円
内 容	エーラベル12100 L 1 2		
支 払 先	ナフコ 加古川店	支払年月日	平成31年4月11日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			



お買い上明細

ホームプラザナフコ 加古川店
2019年04月11日 11:27
担: 

21 エーラベル12100 L12
25215984 ¥1,747

合計 ¥1,747

*マークは、広告商品です。

ご返品の際は領収証をあわせて、
お持ち下さい。

加古川市議会

志政 加古川

領 収 証
様

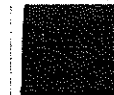
NO:0602473
2019年04月11日

¥1,747- (全額現金支払)
(入金分消費税等 129円を含む)

但し、お買上レシートNo.006-28946 品代
(ラベルシール)

担 当

お買上店舗
ナフコ加古川店 TEL:079-456-1271
株式会社ナフコ
本社:福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			17
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	備品消耗品費	金 額	14,256円
内 容	コピー機リース料 平成31年4月分		
支 払 先	神鋼リース（株）	支払年月日	令和元年5月7日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

M001117

ご利用明細

神鋼リース株式会社

金融機関	信金
支店	
口座	
口座名義人	

合計	¥14,256.-
差引	¥0.-
お振替金額	¥14,256.-

差引は相殺等(金額欄の#)による減算分です。
*の契約番号は2008年4月1日以降成約のリース契約です。

取引種類	契約番号	金額	枚数	リース料等	消費税額等	区分	備考
リース		6	60	13200	1056	A3	キャノン iR-ADV C5535FII リース料
合計				13200	1056		

(説明) 1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
2. 区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

領収書



No. 00005288

2019年5月7日

加古川市議会 志政加古川 織田 正樹 様

下記金額正に領収致しました。

取引種類	契約番号	金額	枚数	リース料等	消費税額等	区分	備考
リース		6	60	13,200	1,056	A3	キャノン iR-ADV C5535FII リース料
計				13,200	1,056		領収金額合計 ¥14,256.-

(ご説明) 1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。
2. 区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

〒675-0131
兵庫県加古川市別府町新野辺畑下
1525-2 加古川神鋼ビル2階
神鋼リース株式会社

加古川営業所長
照会先電話番号 079-437-9536

収入印紙

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			18
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	備品消耗品費	金 額	14,256円
内 容	コピー機リース料 令和元年5月分		
支 払 先	神鋼リース（株）	支払年月日	令和元年5月27日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

金融機関	信金
支店	
口座	
口座名義人	*****

合計	¥14,256.-
差引	¥0.-
お振替金額	¥14,256.-

差引は相殺等(金額欄の#)による減算分です。

*の契約番号は2008年4月1日以降成約のリース契約です。

取引種類	契約番号	金額	枚数	リース料等	消費税額等	区分	備考
リース		7	60	13200	1056	A3	キャノン iR-ADV C5535FII リース料
合 計				13200	1056		

(説明) 1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。

2. 区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

領 収 書

No. 00005300

加古川市議会 志政加古川 織田 正樹

様

2019 年 5 月 27 日

下記金額正に領収致しました。

取引種類	契約番号	金額	枚数	リース料等	消費税額等	区分	備考
リース		7	60	13,200	1,056	A3	キャノン iR-ADV C5535FII リース料
計				13,200	1,056		領収金額合計 ¥14,256.-

(ご説明) 1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。

2. 区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

〒675-0131

兵庫県加古川市別府町新野辺畑下

1525-2 加古川神鋼ビル2階

神鋼リース株式会社

加古川営業所長

照会先電話番号 079-437-9536

収入印紙

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			19
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	備品消耗品費	金 額	14,256円
内 容	コピー機リース料 令和元年 6 月分		
支 払 先	神鋼リース (株)	支払年月日	令和元年 6 月 27 日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること (書類が多い場合は裏面に続く)			

金融機関	信金
支店	
口座	
口座名義人	*****

合計	¥14,256.-
差引	¥0.-
お振替金額	¥14,256.-

差引は相殺等(金額欄の#)による減算分です。

*の契約番号は2008年4月1日以降成約のリース契約です。

取引種類	契約番号	金額	支払回数	リース料等	消費税額等	区分	備考
リース		8	60	13200	1056	A3	キャノン iR-ADV C5535FII リース料
合 計				13200	1056		

(説明) 1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。

2. 区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

領 収 書

No. 00005311

加古川市議会 志政加古川 織田 正樹

様

2019 年 6 月 27 日

下記金額正に領収致しました。

取引種類	契約番号	金額	支払回数	リース料等	消費税額等	区分	備考
リース		8	60	13,200	1,056	A3	キャノン iR-ADV C5535FII リース料
計				13,200	1,056		領収金額合計 ¥14,256.-

(ご説明) 1. 消費税額等は、消費税と地方消費税の額の合計額です。

2. 区分 A2:課税(5%) A3:課税(8%) A4:課税(10%) B:非課税 D:対象外 E:輸出免税

〒675-0131

兵庫県加古川市別府町新野辺畑下

1525-2 加古川神鋼ビル2階

神鋼リース株式会社

加古川営業所長

照会先電話番号

079-437-9536

A84-21

収入印紙

經理責任者



経理番号

20

支 払 伝 票

会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	備品消耗品費	金 額	8,578円
内 容	フラットファイル、コピーペーパー他		
支 払 先	(株)フジヤ號	支払年月日	令和元年5月21日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

証 收 領

NO 131613

名古屋市議会志政会様

元 年 5 月 21 日

領收金額

収 入
印 紙

上記の金額正に領収いたしました。

但しフラットファイル, コピー-10-110-¹⁰ 被

STATIONERY & C

株式会社フジヤ號

代表取締役 田 本 里 也 夫

内 訳			
現金	✓	振込	
小切手		相殺	
手形		消費税	

- | | | | | |
|------------------|------------------|-----------------|---------|------------|
| □営業本部 | 加古川市 | 加古川町 | 北在家 | 2055番地 |
| | ☎079-424-2485(代) | FAX079-421-5188 | | |
| □技術部 | 加古川市 | 加古川町 | 北在家 | 2055番地 |
| | ☎079-424-2484(代) | FAX079-425-8234 | | |
| □ステフォレ | 加古川市 | 加古川町 | 北在家 | 793-1 |
| | ☎079-451-1155 | FAX079-451-1177 | | |
| □東京支店 | 東京都台東区 | 花川戸 | 1-10-13 | 元大ビルディング5階 |
| | ☎03-5246-6862 | FAX03-3847-2258 | | |
| □auショップ
加古川駅西 | 加古川市 | 加古川町 | 篠原町 | 183-1 |
| | ☎079-456-2565 | FAX079-456-2566 | | |

印 係

御請求書

675-0031

加古川市加古川町北在家2000

加古川市役所内

加古川市議会 志政加古川 様

株式会社フジヤ

代表取締役 山本 司

本社営業本部 〒675-0031 加古川市加古川町北在家2000 電話 2003 3588

呉 衛 部 〒675-0031 加古川市加古川町北在家2000 電話 2003 3588

ス デ フ オ レ 〒675-0031 加古川市加古川町北在家2000 電話 2003 3588

運 京 支 店 〒111-0033 東京都台東区花川戸1-10-13 電話 2003 3588

運 徳 支 店 〒675-0065 加古川市加古川町北在家2000 電話 2003 3588

TEL079-424-2485 FAX079-421-5188

TEL079-424-2485 FAX079-425-8234

TEL079-451-1155 FAX079-451-1177

TEL03-5246-8852 FAX03-5247-2256

TEL079-456-2585 FAX079-456-2586

前月御請求	御 入 金	返品・その他	繰 越	当月御買上	御請求額
0	0	0	0	8,578	8,578

日付	伝票日付	伝票番号	区分	品 名	規 格	数	単 位	単 価	金 額	伝票金額	備 考
310403	310403	752123	売上	フラットファイルA4S 青10冊	D017J-BL	1	個	285	285		
				フラットファイルA4S 緑10冊	D017J-GR	1	個	285	285		
				フラットファイルA4S 桃10冊	D017J-PK	1	個	285	285		
				フラットファイルA4S R青10冊	D017J-BL	1	個	285	285		
				のびるファイル AE-50F A4S ブルー 10冊		1	個	2,800	2,800		
				コピーペーパー高白色 A4 5000枚 A040J		1	箱	4,003	4,003		
				織田様					635*	8,578	
				消費税							
				当月御買上					7,943		
				消費税					635		

代 表 者		経理責任者	
支 払 伝 票			経理番号
			21
会 派 名	加古川市議会志政加古川	年 度	令和元年度
項 目	備品消耗品費	金 額	11,732円
内 容	クリアーホルダー、コピーペーパー他		
支 払 先	(株)フジヤ號	支払年月日	令和元年6月12日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

NO 131952

加古川市議会志政加古川様 元年 6 月 12 日

領収金額	¥11,732
------	---------

収 入
印 紙

上記の金額正に領収いたしました。

但し クリアーホルダー、コピーペーパー他

STATIONERY &
フジヤ
株式会社フジヤ號

代表取締役 山本 聖也 夫

内 訳	
現金	振込
小切手	相殺
手形	消費税

- ☐営業本部
- 加古川市加古川町北在家2055番地
☎079-424-2485(代) FAX079-421-5188
- ☐技術部
- 加古川市加古川町北在家2055番地
☎079-424-2484(代) FAX079-425-8234
- ☐ステフォレ
- 加古川市加古川町北在家793-1
☎079-451-1155 FAX079-451-1177
- ☐東京支店
- 東京都台東区花川戸1-10-13 元大ビルディング5階
☎03-5246-6862 FAX03-3847-2258
- ☐auショップ
- 加古川市加古川町篠原町183-1
☎079-456-2565 FAX079-456-2566

係 印

御請求書

675-0031

加古川市加古川町北在家2000

加古川市役所内

加古川市議会 志政加古川 様

株式会社フジヤ

代表取締役 山本 正

本社営業本部 〒675-0031 加古川市加古川町北在家2055番地
TEL079-424-2485 FAX079-421-5183
経 営 部 〒675-0031 加古川市加古川町北在家2055番地
TEL079-424-2484 FAX079-425-8234
入 荷 部 〒675-0031 加古川市加古川町北在家783-1
TEL079-451-1155 FAX079-451-1177
渠 道 課 〒111-0033 東京都台東区花川戸1-10-13 武本ビル5F
TEL03-5248-9882 FAX03-5817-2256
通 信 課 〒675-0065 加古川市加古川町篠園町183-1
TEL079-456-2365 FAX079-456-2566

印刷枚数	得意先コード	請求締切日	ページ
1		31. 5. 31	1

前月御請求	御 入 金	返品・その他	繰 越	当月御買上	御請求額
8,578	8,578	0	0	11,732	11,732

日付	伝票日付	伝票番号	区分	品 名	規 格	数	量	単 価	金 額	伝票金額	摘 要
310514	310514	762229	売上	コピーペーパー高白色 A3	2500枚 A038J	1	個	4,082	4,082		
				コピーペーパー高白色 A4	5000枚 A040J	1	個	4,003	4,003		
				クリアーパーホルダーA4乳白	100枚 D400J	1	個	1,407	1,407		
				ステイクのりM 25g*10本	B227J-M10	1	個	1,056	1,056		
				ワイットカット SC-165S	ブルー	1	個	210	210		
				ハイマツキーケア詰替タイプ	YYT5-BK 黒	1	個	105	105		
310521	310521	131613	入金	※ 消費税				869*	869*	11,732	
				※ 現金				*****8,578	8,578	8,578	*
				当月御買上					10,863		
				消費税					869		